野田市地域防災計画
新　旧　対　照　表

令和7年度
修正素案

震災編

修　正　案	現　行
修正理由 県の計画に整合	震災編 第１章　総則 第２節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第３　指定地方行政機関 ページ 震-４

第３ 指定地方行政機関

（略）

２．関東総合通信局

(1) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること
(2) 災害時テレコム支援チーム（MIC－TEAM）による災害対応支援に関すること
(3) 災害対策用無線機、臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること
(4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること
(5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること

第３ 指定地方行政機関

（略）

２．関東総合通信局

(1) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること
(2) 災害時テレコム支援チーム（MIC－TEAM）による災害対応支援に関すること
(3) 災害対策用無線機、（新規）及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること
(4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること
(5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること

修　正　案	現　行	
修正理由 県の計画に整合	震災編 第１章　総則 第２節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第３　指定地方公共機関	ページ 震-６

第３ 指定地方行政機関

（略）

１３．東京管区気象台

(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること

(2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること

(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること

(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること

(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

第３ 指定地方行政機関

（略）

１３．東京管区気象台

(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること

(2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること

(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること

(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること

(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

修　正　案	現　行
修正理由 時点修正	震災編 第１章　総則 第３節　災害環境 第３　社会環境 ページ 震-１３

第３　社会環境

１．人口

本市の人口と世帯数は、令和７年４月１日現在、153,336人、73,331世帯である。

２．土地利用

本市の面積は、103.55㎢であり、土地利用の状況は次のとおりである。

〈土地利用の状況〉　（令和６年１月１日現在）

	面 積（m^2）	割合（%）
田	12,449,002	12.1
畑	16,076,851	15.5
宅地	25,095,959	24.2
池沼	294,297	0.3
山林	5,136,395	5.0
原野	107,338	0.1
雑種地	13,709,398	13.2
その他	30,630,760	29.6

第３　社会環境

１．人口

本市の人口と世帯数は、令和６年４月１日現在、153,656人、72,456世帯である。

２．土地利用

本市の面積は、103.55㎢であり、土地利用の状況は次のとおりである。

〈土地利用の状況〉　（令和５年１月１日現在）

	面 積（m^2）	割合（%）
田	12,549,863	12.1
畑	16,338,891	15.8
宅地	25,008,305	24.1
池沼	293,336	0.3
山林	5,204,415	5.0
原野	107,615	0.1
雑種地	13,429,508	13.0
その他	30,618,067	29.6

修　正　案	現　行
修正理由 最新の数値に更新	震災編 第１章　総則 第３節　災害環境 第４　既往災害 ページ 震-１５

第４　既往災害

（略）

２．東日本大震災の被害

平成 23 年３月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、マグニチュード 9.0 の大規模な地震で太平洋側に大きな被害をもたらした。

この地震により、全国で死者 19,782 人、行方不明者 2,550 人、負傷者 6,242 人、住家被害は、全壊 122,053 棟、半壊 284,074 棟、一部破損 750,069 棟、千葉県でも死者・行方不明者 24 人、負傷者 268 人、住家全壊 807 棟、半壊 10,313 棟などの被害が発生した（令和７年３月１日現在、平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震第 165 報別紙　出典）。

また、津波に伴う福島第一原子力発電所の事故により周辺地域での広域避難、東北～関東一帯を中心に放射性物質の降下の影響が発生した。

本市では、震度５強の揺れを記録し、次の被害が発生した。

〈東北地方太平洋沖地震での本市の被害〉

項目	被害の概要
人的被害	死者１人、軽傷者５人
火災	１件
住家被害	全壊１棟、半壊７棟、一部破損 1,936 棟
道路の亀裂、陥没等	96 箇所
利根川・江戸川等の堤防の法面の崩れ等	24 箇所
ブロック塀等の損壊	30 箇所

第４　既往災害

（略）

２．東日本大震災の被害

平成 23 年３月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、マグニチュード 9.0 の大規模な地震で太平洋側に大きな被害をもたらした。

この地震により、全国で死者 19,775 人、行方不明者 2,550 人、負傷者 6,242 人、住家被害は、全壊 122,050 棟、半壊 283,988 棟、一部破損 750,064 棟、千葉県でも死者・行方不明者 24 人、負傷者 268 人、住家全壊 807 棟、半壊 10,313 棟などの被害が発生した（令和６年３月１日現在、平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震第 164 報別紙　出典）。

また、津波に伴う福島第一原子力発電所の事故により周辺地域での広域避難、東北～関東一帯を中心に放射性物質の降下の影響が発生した。

本市では、震度５強の揺れを記録し、次の被害が発生した。

〈東北地方太平洋沖地震での本市の被害〉

項目	被害の概要
人的被害	死者１人、軽傷者５人
火災	１件
住家被害	全壊１棟、半壊７棟、一部破損 1,936 棟
道路の亀裂、陥没等	96 箇所
利根川・江戸川等の堤防の法面の崩れ等	24 箇所
ブロック塀等の損壊	30 箇所

修　正　案	現　行
修正理由 市の行政組織変更	震災編 第２章　災害予防計画 第１節　防災体制の整備 ページ 震-１９

第１節　防災体制の整備

項　目	担　当	関係機関
第１　地域防災力の向上		
第２　情報連絡体制の整備	危機管理部、総務部	東日本電信電話株式会社、アマチュア無線連絡協議会

第１節　防災体制の整備

項　目	担　当	関係機関
第１　地域防災力の向上		
第２　情報連絡体制の整備	市民生活部、総務部	東日本電信電話株式会社、アマチュア無線連絡協議会

修　正　案	現　行
修正理由 市の行政組織変更	震災編 第２章　災害予防計画 第１節　防災体制の整備 第１　地域防災力の向上 ページ 震-２１

第１　地域防災力の向上

（略）

３．自主防災組織（共助）

(1)　自主防災組織の結成促進

危機管理部は、災害対策基本法第５条第２項の規定に基づき、地域市民自ら地域の防災活動を行い、被害を最小限にするため自治会を単位とした自主防災組織の結成促進を図る。特に、日頃から地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験・能力を活用する。

(2)　自主防災組織の活動支援

危機管理部は、野田市自主防災組織育成補助金交付規則に基づき、自主防災組織が使用する資機材購入及び防災訓練等の活動を支援する。

さらに、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員・児童委員、小中学校、地域のボランティア等による防災ネットワークづくりが必要であり、県及び市は協力してこれを促進する。

第１　地域防災力の向上

（略）

３．自主防災組織（共助）

(1)　自主防災組織の結成促進

市民生活部は、災害対策基本法第５条第２項の規定に基づき、地域市民自ら地域の防災活動を行い、被害を最小限にするため自治会を単位とした自主防災組織の結成促進を図る。特に、日頃から地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験・能力を活用する。

(2)　自主防災組織の活動支援

市民生活部は、野田市自主防災組織育成補助金交付規則に基づき、自主防災組織が使用する資機材購入及び防災訓練等の活動を支援する。

さらに、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員・児童委員、小中学校、地域のボランティア等による防災ネットワークづくりが必要であり、県及び市は協力してこれを促進する。

修　正　案	現　行
修正理由 市の行政組織変更	震災編 第２章　災害予防計画 第１節　防災体制の整備 第１　　地域防災力の向上 ページ 震-２１ 震-２２

第１　地域防災力の向上

（略）

４．市の防災組織（公助）

（1）野田市防災会議

危機管理部は、災害対策基本法第 16 条及び野田市防災会議条例に基づき防災会議を開催し、関係機関相互の情報共有を図り、地域防災計画の作成等の業務を実施する。

〈所掌事務〉

ア　地域防災計画の作成とその実施の推進
イ　水防計画その他水防に関し必要な事項についての調査及び審議
ウ　市長の諮問に応じた市域の防災に関する重要事項の審議
エ　上記に規定する重要事項に関しての市長への進言
オ　その他法律又は政令に基づく権限に属する事務

（2）野田市災害対策本部

危機管理部は、災害発生時に設置する災害対策本部の組織について、災害教訓等を反映して機能や所掌事務について検討する。

また、職員に対し応急・復旧対策の実施について習熟を図る。

第１　地域防災力の向上

（略）

４．市の防災組織（公助）

（1）野田市防災会議

市民生活部は、災害対策基本法第 16 条及び野田市防災会議条例に基づき防災会議を開催し、関係機関相互の情報共有を図り、地域防災計画の作成等の業務を実施する。

〈所掌事務〉

ア　地域防災計画の作成とその実施の推進
イ　水防計画その他水防に関し必要な事項についての調査及び審議
ウ　市長の諮問に応じた市域の防災に関する重要事項の審議
エ　上記に規定する重要事項に関しての市長への進言
オ　その他法律又は政令に基づく権限に属する事務

（2）野田市災害対策本部

市民生活部は、災害発生時に設置する災害対策本部の組織について、災害教訓等を反映して機能や所掌事務について検討する。

また、職員に対し応急・復旧対策の実施について習熟を図る。

修　正　案	現　行
修正理由 ・市の行政組織変更 ・文言の修正	震災編 第２章　災害予防計画 第１節　防災体制の整備 第２　情報連絡体制の整備 ページ 震-２２

第２　情報連絡体制の整備

１．無線通信施設の整備

危機管理部は、災害時に電気や一般加入電話等が一時的に途絶しても、情報連絡体制が確保できるよう防災行政無線、防災用ＭＣＡ無線等の整備、保全を推進する。

また、災害時の防災機関との間の迅速かつ正確な情報連絡を確保するために、あらかじめ東日本電信電話株式会社千葉事業部千葉西支店に対し、電話番号を指定し届け出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。

２．アマチュア無線等との連携

危機管理部は、民間無線従事者からの情報提供を得られるよう、アマチュア無線連絡協議会、タクシー無線取扱者等と協力体制を確立する。

（略）

４．その他通信網の整備

危機管理部は、メール、Ｘ（旧：ツイッター）等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

第２　情報連絡体制の整備

１．無線通信施設の整備

市民生活部は、災害時に電気や一般加入電話等が一時的に途絶しても、情報連絡体制が確保できるよう防災行政無線、防災用ＭＣＡ無線等の整備、保全を推進する。

また、災害時の防災機関との間の迅速かつ正確な情報連絡を確保するために、あらかじめ東日本電信電話株式会社千葉事業部千葉西支店に対し、電話番号を指定し届け出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。

２．アマチュア無線等との連携

市民生活部は、民間無線従事者からの情報提供を得られるよう、アマチュア無線連絡協議会、タクシー無線取扱者等と協力体制を確立する。

（略）

４．その他通信網の整備

市民生活部は、メール、エックス（旧ツイッター）等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

修　　正　　案	現　　行
修正理由 市の行政組織変更	震災編 第２章　災害予防計画 第２節　防災知識の普及啓発 ページ 震-２３

第２節 防災知識の普及啓発

計画の体系	担　当	関係機関
第１　防災広報・防災教育の充実	危機管理部、学校教育部、企画財政部	
第２　防災訓練の推進	危機管理部、消防本部	野田警察署、野田保健所（野田健康福祉センター）、野田市医師会、野田市歯科医師会、千葉県柔道整復師会野田地区、消防団
第３　調査・研究	危機管理部	

第２節 防災知識の普及啓発

計画の体系	担　当	関係機関
第１　防災広報・防災教育の充実	市民生活部、学校教育部、企画財政部	
第２　防災訓練の推進	市民生活部、消防本部	野田警察署、野田保健所（野田健康福祉センター）、野田市医師会、野田市歯科医師会、千葉県柔道整復師会野田地区、消防団
第３　調査・研究	市民生活部	

修　正　案	現　行
修正理由 ・市の行政組織変更 ・文言の修正	震災編 第２章　災害予防計画 第２節　防災知識の普及啓発 第１　防災広報・防災教育の充実 ページ 震-２３

第１　防災広報・防災教育の充実

１．市民等への防災知識の普及

危機管理部は、市民等が災害について正しい知識を持ち、的確な行動がとれるようにするため、市報、市ホームページを活用し、防災知識の普及と啓発に努める。

また、より効果的な広報ができるよう研究を行う。

特に、高齢者、障がいのある人、外国人等の要配慮者への広報に配慮するとともに、地域における生活者や女性等の多様な視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努める。

(1) 印刷物による普及

防災ハンドブック、ハザードマップ、パンフレット等を作成し配布するとともに、市報に地域防災計画の要旨や災害危険箇所の公表、震災時の心得、指定緊急避難場所及び防災に関する情報等を適時に掲載し、周知徹底を図る。

(2) 映像等による普及

防災に関するＤＶＤ等を防災主管課が購入し、自治会等で実施する防災講演会等に貸し出しをし、又は個人にも貸し出し、啓発を図る。

また、毎年１月 17 日の「防災とボランティアの日」、１月 15 日から 21 日までの「防災とボランティア週間」に防災に関する事業を実施し、市民に啓発を図る。

第１　防災広報・防災教育の充実

１．市民等への防災知識の普及

市民生活部は、市民等が災害について正しい知識を持ち、的確な行動がとれるようにするため、市報、市ホームページを活用し、防災知識の普及と啓発に努める。

また、より効果的な広報ができるよう研究を行う。

特に、高齢者、障がいのある人、外国人等の避難行動要支援者への広報に配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努める。

(1) 印刷物による普及

防災ハンドブック、パンフレット、ポスター、地震ハザードマップ、洪水ハザードマップ等を作成し配布するとともに、市報に地域防災計画の要旨や災害危険箇所の公表、震災時の心得、指定緊急避難場所及び防災に関する記事等を適時に掲載し、周知徹底を図る。

(2) 映画等による普及

防災に関する映画・ビデオテープやスライドを防災主管課が購入し、自治会等で実施する防災講演会等に貸し出しをし、又は個人にも貸し出し、啓発を図る。

また、毎年１月 17 日の「防災とボランティアの日」、１月 15 日から 21 日までの「防災とボランティア週間」に防災に関する事業を実施し、市民に啓発を図る。

修　正　案	現　行
修正理由 ・教育実相に整合 ・文言の修正	震災編 第２章　災害予防計画 第２節　防災知識の普及啓発 第１　防災広報・防災教育の充実 ページ 震-２３

第１　防災広報・防災教育の充実

（略）

２．学校教育による普及

学校教育部は、学年用の防災に関するＤＶＤやタブレット端末の活用等により、学校教育活動の中で地震に関する知識等の普及や、家庭や地域の消防団員等と連携した防災教育及び防災訓練を行う。

防災教育の推進に当たっては、防災教育を新たに位置付けた「学習指導要領」（令和２年度　改訂）に基づき、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開する。

第１　防災広報・防災教育の充実

（略）

２．学校教育による普及

学校教育部は、学年用の防災に関する映画・ビデオテープやスライド等により、学校教育活動の中で地震に関する知識等の普及や、家庭や地域の消防団員等と連携した防災教育及び防災訓練を行う。

防災教育の推進にあたっては、防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」（平成24年度）に基づき、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開する。

修　　正　　案	現　　行
修正理由 市の行政組織変更	震災編 第２章　災害予防計画 第２節　防災知識の普及啓発 第２　　防災訓練の推進 ページ 震-２４

第２ 防災訓練の推進

（略）

１．総合防災訓練

危機管理部は、地震の発生を想定し、市、市民及び防災関係機関が一体となって、各種訓練を総合した総合防災訓練を実施する。訓練は、毎年１回実施するものとし、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

第２ 防災訓練の推進

（略）

１．総合防災訓練

市民生活部は、地震の発生を想定し、市、市民及び防災関係機関が一体となって、各種訓練を総合した総合防災訓練を実施する。訓練は、毎年１回実施するものとし、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

修　正　案	現　行
修正理由 市の行政組織変更	震災編 第２章　災害予防計画 第２節　防災知識の普及啓発 第３　研究・調査 ページ 震-２５

第３ 調査・研究

１．防災関係機関との情報交換

危機管理部は、国、都道府県、区市町村、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関における防災計画に関わる情報について、適宜、情報交換を行う。

２．防災に関する図書・資料等の収集・整理

危機管理部は、防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理を行う。

３．専門的調査・研究の実施

危機管理部は、市の社会状況の変化、国の防災方針や災害予測に関する研究の進展に応じて防災アセスメントを実施し、災害危険箇所の把握に努め、防災広報や防災教育に活用する。

第３ 調査・研究

１．防災関係機関との情報交換

市民生活部は、国、都道府県、区市町村、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関における防災計画に関わる情報について、適宜、情報交換を行う。

２．防災に関する図書・資料等の収集・整理

市民生活部は、防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理を行う。

３．専門的調査・研究の実施

市民生活部は、市の社会状況の変化、国の防災方針や災害予測に関する研究の進展に応じて防災アセスメントを実施し、災害危険箇所の把握に努め、防災広報や防災教育に活用する。

修　正　案

修正理由

市の行政組織変更

体　系	担　当	関係機関
第１　土砂災害の防止	危機管理部	東葛飾土木事務所
第２　液状化対策	危機管理部、都市部、土木部	
第３　地籍調査の推進	土木部	

現　行

震災編
第２章　災害予防計画
第３節　地盤災害予防対策

ページ
震-２６

体　系	担　当	関係機関
第１　土砂災害の防止	市民生活部	東葛飾土木事務所
第２　液状化対策	市民生活部、都市部、土木部	
第３　地籍調査の推進	土木部	

修　正　案	現　行
修正理由 ・市の行政組織変更 ・県の計画に整合 ・文言の修正	震災編 第２章　災害予防計画 第３節　地盤災害予防対策 第１　土砂災害の防止 ページ 震-２６

第１ 土砂災害の防止

１．土砂災害危険区域の公表

危機管理部は、県の調査による土砂災害危険区域について、土砂災害ハザードマップの作成、広報紙への掲載、パンフレットの配布、ホームページの掲載等により、市民等に周知徹底を図る。

２．土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備、要配慮者利用施設における避難支援体制

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

(2) 警戒避難体制の整備

危機管理部は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、警戒避難情報等の伝達方法を定める。

また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布やインターネットを利用するなどの必要な措置を講じるものとし、土砂災害警戒区域等の指定がされていないが市独自に危険であると判断した箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努める。

第１ 土砂災害の防止

１．土砂災害危険区域の公表

市民生活部は、県の調査による土砂災害危険箇所について、防災マップの作成、広報紙への掲載、パンフレットの配布、（新規）等により、市民等に周知徹底を図る。

２．土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備、要配慮者利用施設における避難支援体制

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

(2) 警戒避難体制の整備

市民生活部は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、警戒避難情報等の伝達方法を定める。

また、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努める。

修　正　案	現　行
修正理由 市の行政組織変更	震災編 第２章　災害予防計画 第３節　地盤災害予防対策 第２　液状化対策 ページ 震-２７

第２ 液状化対策

１．液状化に関する知識の普及

危機管理部は、県の「液状化しやすさマップ」、「揺れやすさマップ」、防災アセスメント調査の結果等を用いて、液状化の危険性を周知するハザードマップを作成し、周知を図る。

また、パンフレットの配布等により建築物の液状化対策に関する知識の普及・啓発に努める。

第２ 液状化対策

１．液状化に関する知識の普及

市民生活部は、県の「液状化しやすさマップ」、「揺れやすさマップ」、防災アセスメント調査の結果等を用いて、液状化の危険性を周知するハザードマップを作成し、周知を図る。

また、パンフレットの配布等により建築物の液状化対策に関する知識の普及・啓発に努める。

修　　正　　案	現　　行	
修正理由 ・市の行政組織変更 ・計画日付の更新 ・文言の修正	震災編 第２章　災害予防計画 第５節　地震に強いまちづくり 第１　　市街地の不燃化・耐震化	ページ 震-３１ 震-３２

第１ 市街地の不燃化・耐震化

（略）

３．既存建築物の耐震化

都市部は、「野田市耐震改修促進計画」（令和３年３月　改定）に基づき、住宅及び特定建築物、公共施設の耐震化を行う。

（略）

(2) 公共施設の耐震化

市有建築物の特定建築物については、可能な限り全ての施設の耐震改修を行うように努める。

（略）

第１ 市街地の不燃化・耐震化

（略）

３．既存建築物の耐震化

都市部は、「野田市耐震改修促進計画」（平成 20 年３月）に基づき、住宅及び特定建築物、公共施設の耐震化を行う。

（略）

(2) 公共施設の耐震化

市有建築物の特定建築物については、令和７年度までに可能な限り全ての施設の耐震改修を行う。

（略）

修　正　案	現　行
修正理由 ・市の行政組織変更 ・文言の修正 ・助成制度周知の追記	震災編 第２章　災害予防計画 第５節　地震に強いまちづくり 第１　市街地の不燃化・耐震化 ページ 震-３２

第１ 市街地の不燃化・耐震化

（略）

４． 生活空間の危険性の除去

（略）

(4) 高齢者・障がいのある人への支援

福祉部は、地震災害から高齢者及び障がいのある人の生命及び財産を守るため、支援を必要とし、自ら家具転倒防止器具の取り付け等が困難な高齢者、障がいのある人の世帯に家具転倒防止器具の無償取付けを行う。

(5) 市の助成制度等の周知

市は地震災害から市民の生命及び財産を守るため、戸建て木造住宅の耐震診断費及び耐震改修工事費の助成制度等について、広報やホームページ等で周知を図るものとする。

第１ 市街地の不燃化・耐震化

（略）

４． 生活空間の危険性の除去

（略）

(4) 高齢者・障がいのある人への支援

福祉部は、地震災害から高齢者及び障がいのある人の生命及び財産を守るため、支援を必要とし、自ら家具転倒防止器具の取り付け等が困難な高齢者、障がいのある人の世帯に家具転倒防止器具の取付けを行う。

（新規）

修　正　案	現　行
修正理由 施設の整備項目を追記	震災編 第２章　災害予防計画 第５節　地震に強いまちづくり 第３　公共施設の整備 ページ 震-３３

第３ 公共施設の整備

（略）

２．小中学校の施設整備

生涯学習部は、市立小・中学校の施設整備において、児童・生徒の安全確保、指定緊急避難場所、地域における防災活動拠点としての災害対応力を充実・強化する。

(1) 防災用ＭＣＡ無線の活用

各校に配備された防災用ＭＣＡ無線機の操作方法を周知しておく。

(2) 塀の生け垣化

敷地を囲むブロック塀･万年塀を解消するとともに、難燃性の植樹を実施する。

(3) 安全ガラス化及び窓ガラスの飛散防止

窓ガラスの割れと落下による被害を軽減するために、窓ガラス（強化ガラスを含む）に飛散防止フィルムを装着する。

(4) 耐震化

校舎の整備について、必要に応じて耐震化を図る。

(5) 通信環境の整備

避難所運営での情報手段や避難者へ情報提供するために、体育館に公衆無線 LAN（Wi-Fi スポット）を整備する。

(6) 体育館の空調設備の整備

災害時の避難所として使用する体育館について、避難者の熱中症を予防し、避難所における環境の向上を図るため、空調設備を整備する。

第３ 公共施設の整備

（略）

２．小中学校の施設整備

生涯学習部は、市立小・中学校の施設整備において、児童・生徒の安全確保、指定緊急避難場所、地域における防災活動拠点としての災害対応力を充実・強化する。

(1) 防災用ＭＣＡ無線の活用

各校に配備された防災用ＭＣＡ無線機の操作方法を周知しておく。

(2) 塀の生け垣化

敷地を囲むブロック塀･万年塀を解消するとともに、難燃性の植樹を実施する。

(3) 安全ガラス化及び窓ガラスの飛散防止

窓ガラスの割れと落下による被害を軽減するために、窓ガラス（強化ガラスを含む）に飛散防止フィルムを装着する。

(4) 耐震化

校舎の整備について、必要に応じて耐震化を図る。

（新規）

修　正　案

修正理由

市の行政組織変更

体　系	担　当	関係機関
第１　指定緊急避難場所の整備	危機管理部	
第２　避難路の整備	土木部、都市部	
第３　ヘリコプター臨時離発着場の整備	危機管理部	

現　行

震災編
第２章　災害予防計画
第６節　防災施設の整備

ページ
震-３６

体　系	担　当	関係機関
第１　指定緊急避難場所の整備	市民生活部	
第２　避難路の整備	土木部、都市部	
第３　ヘリコプター臨時離発着場の整備	市民生活部	

修　正　案	現　行
修正理由 ・市の行政組織変更 ・県の計画に整合 ・手引きの日付を更新	震災編 第２章　災害予防計画 第６節　防災施設の整備 第１　指定緊急避難場所の整備 ページ 震-３６

第１ 指定緊急避難場所の整備

１．指定緊急避難場所の指定及び解除

現在、指定緊急避難場所として、学校や公園等が指定されている。

危機管理部は、今後、人口分布や指定緊急避難場所周辺の防災環境の変化や公共施設の設置状況等に応じて新たな指定緊急避難場所の指定、選定済みの指定緊急避難場所の解除を行う。

また、指定緊急避難場所に指定した建物（指定避難所）での生活が困難な避難行動要支援者等に対応するため、福祉避難所を指定する。

２．指定避難所の整備

危機管理部は、指定緊急避難場所に指定した建物（指定避難所）については、「災害時における避難所運営の手引き」（令和７年１月改定　千葉県）により、次のような設備の整備に努める。

(1) 対象地域の市民等を収容できる規模で、かつ、耐震化及び液状化対策を実施する。

(2) 必要に応じ井戸、給水タンク、仮設トイレ、洋式トイレ、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、空調、照明、テレビ・ラジオ等の避難生活の環境を良好に保ち、要配慮者にも配慮した設備の整備に努める。

なお、トイレ環境の整備に当たっては、簡易トイレ、トイレカー等により快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。

(3) 通信機器等施設・設備の整備に努める。

(4) 指定避難所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等に避難生活に必要な物資や感染症対策を含む避難所運営に必要な資機材、家庭動物の飼養に関する資材等の備蓄に努める。

第１ 指定緊急避難場所の整備

１．指定緊急避難場所の指定及び解除

現在、指定緊急避難場所として、学校や公園等が指定されている。

市民生活部は、今後、人口分布や指定緊急避難場所周辺の防災環境の変化や公共施設の設置状況等に応じて新たな指定緊急避難場所の指定、選定済みの指定緊急避難場所の解除を行う。

また、指定緊急避難場所に指定した建物（指定避難所）での生活が困難な避難行動要支援者等に対応するため、福祉避難所を指定する。

２．指定避難所の整備

市民生活部は、指定緊急避難場所に指定した建物（指定避難所）については、「災害時における避難所運営の手引き」（平成 21 年 10 月千葉県）により、次のような設備の整備に努める。

(1) 対象地域の市民等を収容できる規模で、かつ、耐震化及び液状化対策を実施する。

(2) 必要に応じ冷暖房施設、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

（新規）

(3) 通信機器等施設・設備の整備に努める。

(4) 指定避難所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資（新規）等の備蓄に努める。

次ページに続く

(5) 避難生活の長期化、高齢者、障がいのある人等の避難行動要支援者に対応するため、避難行動要支援者に特別の配慮をするための避難施設の整備に努め、簡易ベッド、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討する。また、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。

(6) 間仕切りや照明等、女性に特に配慮した被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。

(7) 指定避難所の効率的な管理のために、野田市避難所運営マニュアルを周知し、適切な避難所運営を図り、必要に応じて適宜見直す。

(8) 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、在宅避難者が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

(9) 車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討する。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

(10) 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。

３．指定避難所を補完する避難施設

危機管理部は、指定避難所だけでは被災者を収容できない場合に備え、市内のゴルフ場と協定を締結し、指定避難所を補完する避難施設としての活用を図る。

４．指定緊急避難場所の周知

危機管理部は、災害時に被災者が安全に指定緊急避難場所に避難できるよう、平常時から指定避難所の所在地、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、市報、防災ハンドブック、地震ハザードマップ、市ホームページ等により周知を行う。

(5) 避難生活の長期化、高齢者、障がいのある人等の避難行動要支援者に対応するため、避難行動要支援者に特別の配慮をするための避難施設の整備に努め、簡易ベッド、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討する。（新規）

(6) 間仕切りや照明等、女性に特に配慮した被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。

(7) 指定避難所の効率的な管理のために、野田市避難所運営マニュアルを周知し、適切な避難所運営を図り、必要に応じて適宜見直す。

（新規）

３．指定避難所を補完する避難施設

市民生活部は、指定避難所だけでは被災者を収容できない場合に備え、市内のゴルフ場と協定を締結し、指定避難所を補完する避難施設としての活用を図る。

４．指定緊急避難場所の周知

市民生活部は、災害時に被災者が安全に指定緊急避難場所に避難できるよう、（新規）市報、防災ハンドブック、地震ハザードマップ、市ホームページ等により周知を行う。

修　　正　　案	現　　行	
修正理由 市の行政組織変更	震災編 第２章　災害予防計画 第６節　防災施設の整備 第３　　ヘリコプター臨時離着陸場の整備	ページ 震-３７

第３ ヘリコプター臨時離着陸場の整備

危機管理部は、物資や傷病者の搬送のために、ヘリコプター臨時離着陸場の指定及び見直しを図る。

特に、使用の際に混乱が予想される医療救護所及び指定避難所の臨時離着陸場については、避難市民の安全性等を考慮し指定緊急避難場所と臨時離着陸場の区別等所要の措置を講じる。

第３ ヘリコプター臨時離着陸場の整備

市民生活部は、物資や傷病者の搬送のために、ヘリコプター臨時離着陸場の指定及び見直しを図る。

特に、使用の際に混乱が予想される医療救護所及び指定避難所の臨時離着陸場については、避難市民の安全性等を考慮し指定緊急避難場所と臨時離着陸場の区別等所要の措置を講じる。

修　正　案

修正理由

市の行政組織変更

項　目	担　当	関係機関
第１　備蓄・物流対策	危機管理部	
第２　救急・救護・保健衛生体制の整備	消防本部、健康子ども部、危機管理部	野田市医師会、野田保健所（野田健康福祉センター）、救急病院等医療機関
第３　給水体制の整備	水道部、危機管理部	
第４　緊急輸送体制の整備	危機管理部、土木部	
第５　ボランティア受入れのための環境整備	福祉部	
第６　広域応援体制の整備	危機管理部	

現　行

震災編
第２章　災害予防計画
第７節　応急対策の環境整備

ページ　震-３８

項　目	担　当	関係機関
第１　備蓄・物流対策	市民生活部	
第２　救急・救護・保健衛生体制の整備	消防本部、健康子ども部、市民生活部	野田市医師会、野田保健所（野田健康福祉センター）、救急病院等医療機関
第３　給水体制の整備	水道部、市民生活部	
第４　緊急輸送体制の整備	市民生活部、土木部	
第５　ボランティア受入れのための環境整備	福祉部	
第６　広域応援体制の整備	市民生活部	

修　正　案	現　行	
修正理由 ・市の行政組織変更 ・県のシステム変更	震災編 第２章　災害予防計画 第７節　応急対策の環境整備 第１　備蓄・物流対策	ページ 震-３８ 震-３９

第１ 備蓄・物流対策

１．家庭や事業所等における備蓄の促進

危機管理部は、各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄について、最低３日分以上の食料や飲料水、生活必需品、マスク等の衛生用品を備蓄することについて知識の普及啓発を図る。

特に、家族に避難行動要支援者や食物アレルギーを持つ家庭では、介護用具、医薬品、医療用器材、専用食料などの備蓄を行うようにする。

２．行政備蓄の整備

(1) 備蓄の推進

危機管理部は、市役所、欅のホール、いちいのホール、北・南コミュニティセンター及び福田公民館、東部公民館、川間公民館、二川公民館、関宿中央公民館に設置してある備蓄倉庫並びにみずき備蓄倉庫、三ツ堀備蓄倉庫及び瀬戸備蓄倉庫の計 13 箇所に、備蓄品の整備を図る。

（略）

(2) 民間との協定締結

危機管理部は、民間流通事業者との協定等により食料・飲料水・生活必需品等を確保できるようにする。

また、物資の集積拠点を選定し、大量な物資の仕分けや指定避難所への輸送等について民間物流事業者と連携するなどの体制整備に努める。

(3) 県との情報の共有

県は、市町村の備蓄を補完及び災害応急活動を円滑に実施するため、千葉県西部防災センターを含め、県下 13 箇所及び県内 10 市町村に分散して物資等を備蓄している。

次ページに続く

第１ 備蓄・物流対策

１．家庭や事業所等における備蓄の促進

市民生活部は、各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄について、最低３日分以上の食料や飲料水、生活必需品、マスク等の衛生用品を備蓄することについて知識の普及啓発を図る。

特に、家族に避難行動要支援者や食物アレルギーを持つ家庭では、介護用具、医薬品、医療用器材、専用食料などの備蓄を行うようにする。

２．行政備蓄の整備

(1) 備蓄の推進

市民生活部は、市役所、欅のホール、いちいのホール、北・南コミュニティセンター及び福田公民館、東部公民館、川間公民館、二川公民館、関宿中央公民館に設置してある備蓄倉庫並びにみずき備蓄倉庫、三ツ堀備蓄倉庫及び瀬戸備蓄倉庫の計 13 箇所に、備蓄品の整備を図る。

（略）

(2) 民間との協定締結

市民生活部は、民間流通事業者との協定等により食料・飲料水・生活必需品等を確保できるようにする。

また、物資の集積拠点を選定し、大量な物資の仕分けや指定避難所への輸送等について民間物流事業者と連携するなどの体制整備に努める。

(3) 県との情報の共有

県は、市町村の備蓄を補完及び災害応急活動を円滑に実施するため、千葉県西部防災センターを含め、県下 13 箇所及び県内 10 市町村に分散して物資等を備蓄している。

危機管理部は、（削除）「物資調達・輸送調整等支援システム」により備蓄情報を共有化し、県の備蓄等の活用を図る。

３．指定避難所への備蓄

危機管理部は、災害時の指定避難所となる小・中学校等に食料、毛布など防災用品の備蓄を図る。

市民生活部は、千葉県防災情報システムの中の「物資調達・輸送調整等支援システム」により備蓄情報を共有化し、県の備蓄等の活用を図る。

３．指定避難所への備蓄

市民生活部は、災害時の指定避難所となる小・中学校等に食料、毛布など防災用品の備蓄を図る。

修　正　案	現　行	
修正理由 市の行政組織変更	震災編 第２章　災害予防計画 第７節　応急対策の環境整備 第２　救急・救護・保健衛生の体制	ページ 震-３９ 震-４０

第２ 救急・救護・保健衛生の体制

（略）

２．応急医療体制の整備

（略）

(3) 医薬品等の確保

健康子ども部は、災害時の応急医療救護活動において必要な医薬品について医療救護所を設置する医療機関に備蓄するほか、野田市医師会、野田市歯科医師会、野田市薬剤師会等関係団体と協力し医薬品及び医療資器材の確保・供給体制の整備に努める。また、県が千葉県医薬品卸協同組合等と締結した災害協定に基づき、市内の医薬品等が不足した場合等に円滑に供給されるように、県への要請や市内の受入れ体制等の整備に努める。

危機管理部は、医療救護所を設置する医療機関に、医療救護所の設置に必要なテント、発電機及び防災用ＭＣＡ無線機を整備するとともに、備蓄倉庫に毛布等を備蓄する。

第２ 救急・救護・保健衛生の体制

（略）

２．応急医療体制の整備

（略）

(3) 医薬品等の確保

健康子ども部は、災害時の応急医療救護活動において必要な医薬品について医療救護所を設置する医療機関に備蓄するほか、野田市医師会、野田市歯科医師会、野田市薬剤師会等関係団体と協力し医薬品及び医療資器材の確保・供給体制の整備に努める。また、県が千葉県医薬品卸協同組合等と締結した災害協定に基づき、市内の医薬品等が不足した場合等に円滑に供給されるように、県への要請や市内の受入れ体制等の整備に努める。

市民生活部は、医療救護所を設置する医療機関に、医療救護所の設置に必要なテント、発電機及び防災用ＭＣＡ無線機を整備するとともに、備蓄倉庫に毛布等を備蓄する。

修　正　案	現　行	
修正理由 市の行政組織変更	震災編 第２章　災害予防計画 第７節　応急対策の環境整備 第３　給水体制の整備	ページ 震-４０

第３ 給水体制の整備

（略）

２．井戸の活用

危機管理部は、災害時における応急給水を補完するため、民間の井戸による災害時協力井戸の登録を推進する。

第３ 給水体制の整備

（略）

２．井戸の活用

市民生活部は、災害時における応急給水を補完するため、民間の井戸による災害時協力井戸の登録を推進する。

修　正　案	現　行
修正理由 市の行政組織変更	震災編 第２章　災害予防計画 第７節　応急対策の環境整備 第４　緊急輸送体制の整備 ページ 震-４１

第４ 緊急輸送体制の整備

１．緊急輸送道路の指定

危機管理部は、県の緊急輸送道路と防災拠点となる施設を結ぶ道路を、市緊急輸送道路として指定する。

２．輸送拠点の整備

危機管理部は、救援物資の受入れ及び管理を行うための物資集積場所を指定し、保管場所、輸送車両の進入ルート、駐車場所等について検討する。

３．車両等の確保体制の整備

危機管理部は、市有車両について緊急輸送車両の事前申請を野田警察署に行う。また、災害発生時の物資の輸送等をするために必要な車両及び燃料の調達体制を整備する。

第４ 緊急輸送体制の整備

１．緊急輸送道路の指定

市民生活部は、県の緊急輸送道路と防災拠点となる施設を結ぶ道路を、市緊急輸送道路として指定する。

２．輸送拠点の整備

市民生活部は、救援物資の受入れ及び管理を行うための物資集積場所を指定し、保管場所、輸送車両の進入ルート、駐車場所等について検討する。

３．車両等の確保体制の整備

市民生活部は、市有車両について緊急輸送車両の事前申請を野田警察署に行う。また、災害発生時の物資の輸送等をするために必要な車両及び燃料の調達体制を整備する。

修　正　案	現　行	
修正理由 市の行政組織変更	震災編 第２章　災害予防計画 第７節　応急対策の環境整備 第６　広域応援態勢体制の整備	ページ 震-４２

第６ 広域応援態勢体制の整備

１．広域応援協定の締結

危機管理部は、大規模な災害を想定して、遠隔地の市町村と相互応援協定締結を図る。

また、災害の想定等により、必要に応じて近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣の市町村に設けるよう、検討する。

２．受入れ体制の整備

危機管理部は、災害の想定等に応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるように、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えた受援計画を定めるよう努めるものとする。

第６ 広域応援態勢体制の整備

１．広域応援協定の締結

市民生活部は、大規模な災害を想定して、遠隔地の市町村と相互応援協定の締結を図る。

また、災害の想定等により、必要に応じて近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣の市町村に設けるよう、検討する。

２．受入れ体制の整備

市民生活部は、災害の想定等に応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるように、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えた受援計画を定めるよう努めるものとする。

修　正　案

修正理由

項　目	担　当	関係機関
第１　避難行動要支援者対策の方針	企画財政部、福祉部、健康子ども部、消防本部	野田市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、野田警察署、消防団
第２　避難行動要支援者への対策	企画財政部、福祉部、健康子ども部、学校教育部、消防本部	野田市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、野田警察署、消防団
第３　社会福祉施設等における防災対策	福祉部、健康子ども部	
第４　外国人への対策	企画財政部	

現　行

震災編

第２章　災害予防計画
第８節　避難行動要支援者の安全確保対策

ページ　震-４３

項　目	担　当	関係機関
第１　避難行動要支援者対策の方針	企画財政部、福祉部、健康子ども部、消防本部	野田市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、野田警察署、消防団
第２　避難行動要支援者への対策	企画財政部、福祉部、健康子ども部、（新規）、消防本部	野田市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、野田警察署、消防団
第３　社会福祉施設等における防災対策	福祉部、健康子ども部	
第４　外国人への対策	企画財政部	

修　正　案	現　行	
修正理由	震災編 第２章　災害予防計画 第８節　避難行動要支援者の安全確保対策 避難行動要支援者支援のフロー図	ページ 震-４３
（削除）	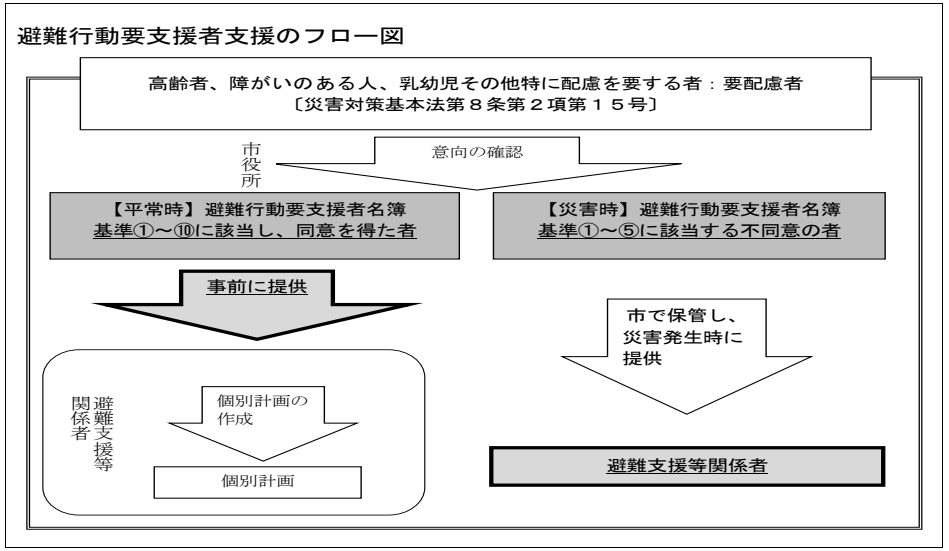	

修　正　案	現　行
修正理由	震災編 第２章　災害予防計画 第８節　避難行動要支援者の安全確保対策 第１　避難行動要支援者対策の方針 ページ 震-４３ 震-４４

第１　避難行動要支援者対策の方針

「避難行動要支援者」とは、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人、難病患者等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

避難行動要支援者対策は、次のような基本的な考え方に基づき、避難行動要支援者の災害時の安全な避難を確保するために必要な施策を「野田市避難行動要支援者支援プラン（仮称）」に基づき対策を推進する。

第１　避難行動要支援者対策の方針

１．避難行動要支援者対策の基本方針

「避難行動要支援者」とは、災害に対し自分の身体・生命を守るための対応力が不十分な者をいうもので、このような観点から、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊婦、外国人、難病患者など避難時に支援を要する者を「避難行動要支援者」として想定する。

避難行動要支援者対策は、次のような基本的な考え方に基づき、避難行動要支援者の災害時の安全な避難を確保するために必要な施策を実施する。

(1) 地域市民は、「避難行動要支援者」の問題を他人事ではなく、自ら担うべき課題として、行政との相互協力により解決することを認識する。

(2) 地域市民は、避難行動要支援者自らが避難行動能力の向上に努められるよう日頃から支援する。

(3) 自治会又は自主防災組織は、災害時の安全な避難誘導のために必要な人手の確保を日頃から手当しておく。

(4) 自治会又は自主防災組織は他の避難支援等関係者と連携するとともに、地域の実状に応じた必要な資機材を、日頃より検討し準備する。

(5) 市は、介助を必要とする避難行動に対して、支障となるような要素の有無を調査し、避難行動要支援者が市民と共生できるよう、地域ぐるみ福祉ネットワーク等の結成を推進する。

(6) 企画財政部は、外国人の安全な避難に関し、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、多言語ややさしい日本語による防災の啓発に努める。

２．野田市避難行動要支援者の支援計画

（削除）	市は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の避難支援を適切かつ円滑に実施することを目的に、野田市避難行動要支援者の支援計画（全体計画）を作成し、この計画に基づいて支援対策を実施する。

修　正　案	現　行	
修正理由	震災編 第２章　災害予防計画 第８節　避難行動要支援者の安全確保対策 第２　避難行動要支援者への対策	ページ 震-４４～４６
（削除）	**第２　避難行動要支援者への対策** **１．避難行動要支援者名簿の作成** (1)　避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 支援を要する者の範囲として、生活の基盤が自宅にある方のうち、次の基準に該当する者（以下「基準」という。）を避難行動要支援者とする。 ①　介護保険法の規定により要介護認定３～５を受けている者 ②　身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳１・２級（総合等級）の第１種を所持する者（心臓、腎臓機能障がいのみで該当する者は除く。） ③　療育手帳制度要綱の規定により療育手帳Ａ以上を所持する知的障がい者 ④　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳１・２級を所持する者で単身世帯のもの ⑤　障害福祉サービスを利用している難病患者 ⑥　基準①に該当しない要支援・要介護認定者若しくは高齢者のみの世帯に属する者、基準②～④に該当しない障がいのある人又は基準⑤に該当しない難病患者のうち、本人等から申出のあった者で、市長が避難支援等の必要を認める者 ⑦　乳幼児のうち、保護者等から申出のあった者で、市長が避難支援等の必要を認めるもの ⑧　妊婦のうち、本人等から申出のあった者で、市長が避難支援等の必要を認めるもの ⑨　外国人のうち、本人等から申出のあった日本語の理解が十分できない者で、市長が避難支援等の必要を認めるもの ⑩　その他自主防災組織等の避難支援等関係者が、基準①～⑨に該当しない者で支援の必要を認めるもの (2)　名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 避難行動要支援者名簿には、下記に掲げる事項を記載し、又は記録す	

（削除）

次ページに続く

るものとする。

避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部局で把握している要配慮者に関する情報を集約する。

① 氏名
② 生年月日
③ 性別
④ 住所
⑤ 電話番号
⑥ 避難支援等を必要とする事由
⑦ 自主防災組織等

(3) 名簿登載と提供

市は、災害発生時における円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援するため、避難行動要支援者本人から同意を得た上で避難行動要支援者名簿の名簿情報を、あらかじめ避難支援等関係者に提供する。

また、市は、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

(4) 名簿の更新

避難行動要支援者の状況は、常に変化することから、避難行動要支援者の把握に努め、定期的に名簿情報の更新を行うものとする。

(5) 名簿の管理

市は庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

２．避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、次に掲げるものとする。

(1) 自主防災組織、自治会・町内会（以下「自主防災組織等」という。）
(2) 民生委員・児童委員
(3) 野田市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会
(4) 野田警察署
(5) 野田市消防本部、野田市消防署、野田市消防団
(6) その他市長が認める団体

３．情報の漏えいを防止するための措置

（削除）

次ページに続く

市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1)　当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。

(2)　災害対策基本法第 49 条の 13 に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。

(3)　避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導するものとする。

(4)　避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。

(5)　避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導するものとする。

(6)　個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と覚書を締結するものとする。

４．避難行動要支援者が円滑に避難を行うための措置

市は、大規模な地震の発生又は洪水その他による災害の発生が予測されるときは、防災行政無線（固定系）のほか、広報車、メール、ホームページ及びエックス（旧ツイッター）等様々な手段を確保し、高齢者等避難等の緊急情報を提供する。

また、発令された高齢者等避難等の緊急情報が避難行動要支援者を含めた住民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

５．避難支援等関係者の安全確保

避難支援等に際して、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行うものとする。

６．避難行動要支援者の個別計画の作成

市は、災害発生時等の支援体制の充実を図るため、日頃から避難支援等関係者との情報共有を図り、避難行動要支援者一人一人の個別計画の作成を推進する。

７．防災設備等の整備

（削除）

福祉部、消防本部は、一人暮らしの方、寝たきりの高齢者、障がいのある人等の安全を確保するため、緊急通報装置、自動消火装置及び火災警報器等の設置の推進に努める。

８．福祉避難所の指定

避難行動要支援者に特別な配慮をするための福祉避難所を指定し、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（令和３年５月改定　内閣府）及び「災害時における避難所運営の手引き」（令和７年３月改定　千葉県）を参考とし、避難生活に必要な資機材等の避難施設等への配備及び避難行動要支援者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

なお、指定避難所内の福祉避難スペースの確保に努める。

(1) トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障がい者・高齢者用備品

(2) 児童遊具、粉ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備

〈福祉避難所の満たすべき条件：特別支援学校、障がい者施設、老人福祉施設等〉

ア　建物自体の安全性が確保されていること

イ　バリアフリー化され、施設内の避難行動要支援者の安全性及び利便性が確保されること

ウ　避難行動要支援者の特性を踏まえ必要な空間が確保されること

障がい者施設については、既存の障がい者施設等と協議を行い、福祉避難所に準じる避難の拠点として活用する。

修　　正　　案	現　　行	
修正理由	震災編 第２章　災害予防計画 第８節　避難行動要支援者の安全確保対策 第３　社会福祉施設等における防災対策	ページ 震-４６ 震-４７
（削除）	**第３　社会福祉施設等における防災対策** １．施設の防災計画の作成 各施設の管理者は、入所者・通所者の安全な避難を確保するため、市の地域防災計画と整合を図り、災害発生時の職員の任務分担、動員体制、保護者への緊急連絡、地域の自主防災組織等との連携等について検討し、防災計画を策定する。 防災主管課（消防を含む。）は、必要な指導助言を行う。 ２．防災学習・防災訓練・情報伝達体制の充実 社会福祉施設管理者等は、職員や入通所者等に対し、災害に関する知識や災害時にとるべき行動について、理解や関心を高めるための実践的な学習と防災訓練を定期的に行う。 また、発災直後の保護者への情報伝達体制を整える。 ３．施設の安全対策 社会福祉施設等の管理者は、施設の耐震化等、災害に対する安全性の向上に努める。 また、電気、水道等の供給停止に備えて、最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の確保や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備に努める。 ４．組織体制の整備 社会福祉施設等の管理者は、消防署の指導などを受け、防火管理者等を中心として防災組織を整え職員の任務分担、動員網、緊急連絡体制等を明確にするなど、防災組織体制の整備や災害応急計画の作成を行う。 また、平常時から施設入所者、通所者及び職員と地域市民との交流に努め、災害時には、地域市民の協力が得られるよう、必要な体制づくりを進める。	

修　　正　　案	現　　行	
修正理由	震災編 第２章　災害予防計画 第８節　避難行動要支援者の安全確保対策 第４　外国人への対策	ページ 震-４７
（削除）	**第４　外国人への対策** 企画財政部は、外国人を「避難行動要支援者」と位置づけ、国が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を活用し、多言語ややさしい日本語による防災の啓発に努める。	

修　　正　　案		
修正理由 市の行政組織変更		
項　　目	担　当	関係機関
第１　一斉帰宅の抑制	危機管理部	東武鉄道株式会社
第２　帰宅困難者の安全確保	危機管理部	

現　　行		
震災編 第２章　災害予防計画 第９節　帰宅困難者対策		ページ 震-４８
項　　目	担　当	関係機関
第１　一斉帰宅の抑制	市民生活部	東武鉄道株式会社
第２　帰宅困難者の安全確保	市民生活部	

修　正　案	現　行
修正理由 市の行政組織変更	震災編 第２章　災害予防計画 第９節　帰宅困難者対策 第１　一斉帰宅の抑制 第２　帰宅困難者の安全確保 ページ 震-４８

第１ 一斉帰宅の抑制

１．基本原則の周知・徹底

危機管理部は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を行う。

また、企業、学校等に対し、従業員、教職員・児童生徒等を一定期間収容するための食料・飲料水、及び生活必需品及び医薬品等の備蓄や家族を含めた安否確認等の体制整備や、各種訓練を実施するように要請する。

２．安否確認手段の普及・啓発

危機管理部は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板ｗｅｂ171、災害用ブロードバンド伝言板、Ｘ（旧：ツイッター）・フェイスブック等のSNS、一般電話に頼らない安否確認手段について、平常時から体験することで、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行う。

また、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

３．情報連絡体制

危機管理部は、東武鉄道株式会社と交通機関停止時の旅客の避難対応について協議を行う。

第２ 帰宅困難者の安全確保

危機管理部は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮した上で、駅周辺の滞留者等を一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定し、周知を図る。民間施設については、当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し指定する。
また、施設における情報提供や物資の備蓄の在り方についても検討する。

第１ 一斉帰宅の抑制

１．基本原則の周知・徹底

市民生活部は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を行う。

また、企業、学校等に対し、従業員、教職員・児童生徒等を一定期間収容するための食料・飲料水、及び生活必需品及び医薬品等の備蓄や家族を含めた安否確認等の体制整備や、各種訓練を実施するように要請する。

２．安否確認手段の普及・啓発

市民生活部は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板ｗｅｂ171、災害用ブロードバンド伝言板、エックス（旧ツイッター）・フェイスブック等のSNS、一般電話に頼らない安否確認手段について、平常時から体験することで、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行う。

また、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

３．情報連絡体制

市民生活部は、東武鉄道株式会社と交通機関停止時の旅客の避難対応について協議を行う。

第２ 帰宅困難者の安全確保

市民生活部は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮した上で、駅周辺の滞留者等を一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定し、周知を図る。民間施設については、当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し指定する。
また、施設における情報提供や物資の備蓄の在り方についても検討する。

修　正　案

修正理由

市の行政組織変更

第１ 市の防災体制の確立

１．防災体制

（略）

配備体制		配備基準	配備人員
災害対策本部設置前 警戒配備体制	第１配備	(1) 市内で震度４又は長周期地震動階級３以上の地震を観測し、市長が必要と認めたとき	・危機管理課職員（※）
	第２配備	(1) 市内で震度５弱の地震を観測したとき（自動配備） (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき (3) その他の状況により市長が必要と認めたとき	・危機管理課職員 ・係長相当職以上の職員及び班長（課長）が指定する必要な職員 ・避難所所長が指定する職員

現　　行

震災編

第３章　災害応急対策計画
第１節　応急活動体制
第１　　市の防災体制の確立

ページ

震-４９

第１ 市の防災体制の確立

１．防災体制

（略）

配備体制		配備基準	配備人員
災害対策本部設置前 警戒配備体制	第１配備	(1) 市内で震度４又は長周期地震動階級３以上の地震を観測し、市長が必要と認めたとき	・防災安全課職員（※）
	第２配備	(1) 市内で震度５弱の地震を観測したとき（自動配備） (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき (3) その他の状況により市長が必要と認めたとき	・防災安全課職員 ・係長相当職以上の職員及び班長（課長）が指定する必要な職員 ・避難所所長が指定する職員

修　正　案	現　行
修正理由 ・市の行政組織変更 ・本部会議の協議事項	震災編 第３章　災害応急対策計画 第１節　応急活動体制 第３　災害対策本部の体制 ページ 震-５１

第３ 災害対策本部の体制

（略）

２．　災害対策本部の運営

（1）職務権限

本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長不在の場合は、副市長、教育長、理事、局長、危機管理部長の順により権限を委任する。

（2）本部会議

災害に関する応急対策及び必要な事項を協議するため本部会議を置く。本部会議は、本部長、副本部長、本部員（災害対策本部　組織図の統括責任者）で構成し、必要に応じ本部事務局員及び連絡員を出席させることができる。

〈本部会議の協議事項〉

ア　災害対策本部の配備体制の変更に関すること
イ　避難情報の発令及び警戒区域の設定に関すること
ウ　災害救助法の適用に関すること
エ　自衛隊、千葉県、他市町村及び公共機関等への応援要請に関すること
オ　災害対策経費の処理に関すること
カ　その他災害対策の重要事項に関すること

第３ 災害対策本部の体制

（略）

２．災害対策本部の運営

（1）職務権限

本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長不在の場合は、副市長、教育長、理事、局長、市民生活部長の順により権限を委任する。

（2）本部会議

災害に関する応急対策及び必要な事項を協議するため本部会議を置く。本部会議は、本部長、副本部長、本部員（災害対策本部　組織図の統括責任者）で構成し、必要に応じ本部事務局員及び連絡員を出席させることができる。

〈本部会議の協議事項〉

ア　災害対策本部の配備体制の変更に関すること
イ　避難の勧告及び指示並びに警戒区域の設定に関すること
ウ　災害救助法の適用に関すること
エ　自衛隊、千葉県、他市町村及び公共機関等への応援要請に関すること
オ　災害対策経費の処理に関すること
カ　その他災害対策の重要事項に関すること

修　正　案

修正理由
市の行政組織変更

〈災害対策本部　組織図〉

【　】内は統括責任者

- 本部長
  - 副本部長
    - 本部事務局
      総括班
      広報班
      【危機管理部長】
      - 危機管理課、市民生活課、市政推進室、秘書室、広報広聴課、ＰＲ推進室、交通政策室
    - ■特命班
      - 情報班
        分析班
        電話対応班
        本部連絡員班
        【危機管理部長】
        - 各部からの応援要員で構成
    - ■支部連絡所（状況に応じ設置）
      - 【市民生活部長】
      - 【生涯学習部長】
  - 本部会議
    【本部長(市長)・副本部長(副市長)・本部員(教育長、理事、局長及び各班統括責任者)】
  - ■対策班
    - 支援受入れ班【企画財政部長】 — 企画調整課、
    - 被害調査班【企画財政部長】 — 財政課、課税課、収税課
    - 対策要員部班【総務部長】 — 総務課、人事課、行政管理課
    - 庁舎管理班【総務部長】 — 情報政策課、管財課、営繕課、公共施設管理課
    - 生活支援班【市民生活部長】 — 市民課、関宿支所、国保年金課
    - 物資班【自然経済推進部長】 — 商工観光課、農政課、みどりと水のまちづくり課、スポーツ推進課
    - 環境衛生班【環境部長】 — 清掃計画課、清掃管理課、環境保全課
    - 土木班【土木部長】 — 管理課、道路サービス課、道路建設課、用地課、下水道課
    - 住宅班【都市部長】 — 都市計画課
    - 仮設住宅班【総務部長】 — 営繕課、公共施設管理課
    - 都市班【都市部長】 — 都市整備課、関宿地区土地区画整理事務所
    - 保健救護班【健康子ども部長】 — 保健センター
    - 要配慮者班【福祉部長】 — 生活支援課、障がい者支援課、高齢者支援課、介護支援課、地域包括支援課、こぶし園、児童家庭課、子ども保育課、子ども家庭総合支援課、人権・男女共同参画推進課
    - 避難所班【生涯学習部長】 — 教育総務課、生涯学習課、興風図書館
    - 学校班【学校教育部長】 — 学校教育課、指導課
    - 市民情報班【議会事務局長】 — 議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、会計管理者
    - 消火・救助班【消防長】 — 総務課、予防課、警防課、消防署
    - 給水班【水道事業管理者】 — 業務課、工務課

現　　行

震災編
第３章　災害応急対策計画
第１節　応急活動体制
災害対策本部　組織図

ページ
震-５３

〈災害対策本部　組織図〉

【　】内は統括責任者

- 本部会議
  【本部長(市長)・副本部長(副市長)・本部員(教育長、理事、局長及び各班統括責任者)】
- 本部事務局
  総括班【市民生活部長】
  調整班【市政推進室長】
  広報班【ＰＲ推進室長】
  - 防災安全課、市民生活課、市政推進室、ＰＲ推進室
- ■特命班
  - 情報班
    分析班
    電話対応班
    本部連絡員班
    給水協力班
    【市民生活部長】
    - 各部からの応援要員で構成
- ■支部連絡所（状況に応じ設置）
  - 【市民生活部長】
  - 【生涯学習部長】
- ■対策班
  - 支援受入れ班【企画財政部長】 — 企画調整課
  - 被害調査班【企画財政部長】 — 財政課、課税課、収税課
  - 対策要員部班【総務部長】 — 総務課、人事課、行政管理課、情報政策課
  - 庁舎管理班【総務部長】 — 管財課、営繕課、公共施設管理課
  - 生活支援班【市民生活部長】 — 市民課、関宿支所、国保年金課
  - 物資班【自然経済推進部長】 — 商工労政課、農政課、みどりと水のまちづくり課、スポーツ推進課
  - 環境衛生班【環境部長】 — 清掃計画課、清掃管理課、環境保全課
  - 土木班【土木部長】 — 管理課、道路サービス課、道路建設課、用地課、下水道課
  - 住宅班【都市部長】【総務部長】 — 都市計画課、営繕課、公共施設管理課
  - 都市班【都市部長】 — 都市整備課、梅郷駅西土地区画整理事務所、境古駅周辺地区市街地整備事務所、関宿地区土地区画整理事務所
  - 保健救護班【健康子ども部長】 — 保健センター
  - 要配慮者班【福祉部長】【健康子ども部長】 — 生活支援課、障がい者支援課、高齢者支援課、こぶし園、児童家庭課、子ども保育課、子ども家庭総合支援課、人権・男女共同参画推進課
  - 避難所班【生涯学習部長】 — 教育総務課、生涯学習課、興風図書館
  - 学校班【学校教育部長】 — 学校教育課、指導課
  - 市民情報班【議会事務局長】 — 議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、会計管理者
  - 消火・救助班【消防長】 — 総務課、予防課、警防課、消防署
  - 給水班【水道事業管理者】 — 業務課、工務課

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更
・対策班の事務分掌
・主担当事務の表記

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
総括班	危機管理部長	危機管理課長	◎災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ◎本部会議に関すること。 ◎本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。 ◎気象予警報、災害情報等の収集伝達に関すること。 ◎避難情報の発令に関すること。 ◎国、県等への災害報告に関すること。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ◎帰宅困難者の把握及び支援に関すること。 ◎防災行政無線の運用に関すること。 ◎県、市町村、国、自衛隊、関係機関等への応援要請及び連絡調整に関すること。 ◎災害救助法の適用に関すること。
		市民生活課長	・本部会議に関すること。 ・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ◎電話対応班の業務に関すること。
		秘書室長	◎本部長、副本部長の秘書に関すること。 ◎災害視察及び見舞いのための接遇に関すること。
		市政推進室長	・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ◎本部会議の記録に関すること。
		交通政策室長	・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ・本部会議に関すること。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
広報班		広報広聴課長 ＰＲ推進室長	◎災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に関すること。 ◎報道機関との連絡調整及び記者発表に関すること。

現　　行

震災編
第３章　災害応急対策計画
第１節　災害応急活動体制
災害対策本部　所掌事務

ページ　震-５４

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
総括班	市民生活部長	防災安全課長	◎災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ◎本部会議に関すること。 ◎本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。 ◎気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ◎高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令に関すること。 ◎国、県等への災害報告に関すること。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ◎帰宅困難者の把握及び支援に関すること。 ◎防災行政無線の運用に関すること。 ◎（新規） ◎（新規）
		市民生活課長	・本部会議に関すること。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
調整班	市政推進室長	指名による	・本部会議の記録に関すること。 ・本部長、副本部長の秘書に関すること。 ・災害視察及び見舞いのための接遇に関すること。 ・県、市町村、国、自衛隊、関係機関等への応援要請及び連絡調整に関すること。
広報班	ＰＲ推進室長	指名による	◎災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に関すること。 ◎報道機関との連絡調整及び記者発表に関すること。

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更
・対策班の事務分掌
・主担当事務の表記

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
情報班	危機管理部長	危機管理課長	◎災害情報の収集及び整理並びに分類に関すること。
分析班			◎災害情報の緊急度を分析し、対策要員部班への指示の割振りに関すること
電話対応班		市民生活課長	◎市民等からの電話問合せ及び連絡受付けに関すること（コールセンター）。 ◎電話等の設置及び運営に関すること。
（削除）		（削除）	（削除）
本部連絡員班			◎本部事務局と各班との連絡調整に関すること。
（削除）	（削除）		

現　　行

震災編
第３章　災害応急対策計画
第１節　災害応急活動体制
災害対策本部　所掌事務

ページ
震-５４

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
情報班	市民生活部長	指名による	◎災害情報の収集及び整理並びに分類に関すること。
分析班		指名による	◎災害情報の緊急度を分析し、対策要員部班への指示の割振りに関すること
電話対応班		指名による	◎市民等からの電話問合せ及び連絡受付けに関すること（コールセンター）。 ◎電話等の設置及び運営に関すること。
渉外調整班		指名による	◎県、市町村、国、自衛隊、関係機関等への応援要請及び連絡調整に関すること。 ◎防災関係機関及び自治体等外部との連絡調整に関すること。 ◎各班との調整に関すること。
本部連絡員班		指名による	◎本部事務局と各班との連絡調整に関すること。
給水協力班		指名による	◎給水班の応援に関すること。

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更
・対策班の事務分掌
・主担当事務の表記

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
対策要員部班	総務部長	総務課長	◎職員の安否確認に関すること。 ◎職員の健康管理に関すること。 ◎対策要員への飲料水、食料等の供給に関すること。 ◎各班の不足人数を取りまとめ、総括班に報告する。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関すること。
		人事課長	（略）
		行政管理課長	（略）
		（削除）	（削除）

現　　行

震災編
第３章　災害応急対策計画
第１節　災害応急活動体制
災害対策本部　所掌事務

ページ
震-５５

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
対策班	総務部長	総務課長	◎職員の安否確認に関すること。 ◎職員の健康管理に関すること。 ◎対策要員への飲料水、食料等の供給に関すること。 ◎各班の不足人数を取りまとめ、渉外調整班に報告する。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関すること。
		人事課長	（略）
		行政管理課長	（略）
		情報政策課長	・職員の安否確認に関すること。 ・職員の健康管理に関すること。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関すること。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関すること。 ◎庁内基幹システムの機能確保に関すること。

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更
・対策班の事務分掌
・主担当事務の表記

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
庁舎管理班	総務部長	情報政策課長	・庁舎及び施設の機能確保に関すること。 ・対策本部設置の設備・機材の確保に関すること。 ◎庁内基幹システムの機能確保に関すること。
		管財課長	（略）
		営繕課長	（略）
		公共施設管理課長	（略）
生活支援班	市民生活部長	市民課長	（略）
		関宿支所長	（略）
		国保年金課長	（略）
物資班	自然経済推進部長	商工観光課長	◎生活必需品の調達及び供給に関すること。 ・救援物資の受入れ及び供給に関すること。 ・食料及び飲料水の調達及び供給に関すること。
		農政課長	（略）
		みどりと水のまちづくり課長	（略）
		スポーツ推進課長	（略）

現　　行

震災編
第３章　災害応急対策計画
第１節　災害応急活動体制
災害対策本部　所掌事務

ページ
震-５６

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
庁舎管理班	総務部長	（新規）	（新規）
		管財課長	（略）
		営繕課長	（略）
		公共施設管理課長	（略）
生活支援班	市民生活部長	市民課長	（略）
		関宿支所長	（略）
		国保年金課長	（略）
物資班	自然経済推進部長	商工労政課長	◎生活必需品の調達及び供給に関すること。 ・救援物資の受入れ及び供給に関すること。 ・食料及び飲料水の調達及び供給に関すること。
		農政課長	（略）
		みどりと水のまちづくり課長	（略）
		スポーツ推進課長	（略）

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更
・対策班の事務分掌
・主担当事務の表記

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
住宅班	都市部長 （削除）	都市計画課長	◎被災宅地の危険度判定に関すること ◎被災建築物の応急危険度判定に関すること。 ◎住宅の応急修理に関すること。 ◎住宅関係の障害物の除去に関すること。 （削除） （削除）
		（削除）	（削除）
		（削除）	（削除）
仮設住宅班	総務部長	営繕課長	◎仮設住宅の設置及び管理に関すること。 ◎仮設住宅の入居者選定に関すること。
		公共施設管理課長	・仮設住宅の設置及び管理に関すること。 ・仮設住宅の入居者選定に関すること。

現　　行

震災編
第３章　災害応急対策計画
第１節　災害応急活動体制
災害対策本部　所掌事務

ページ
震-５７

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
住宅班	都市部長 総務部長	都市計画課長	◎被災宅地の危険度判定に関すること ◎被災建築物の応急危険度判定に関すると。 ・住宅の応急修理に関すること。 ・住宅関係の障害物の除去に関すること。 ・仮設住宅の設置及び管理に関すること。 ・住家被害認定調査に関すること。
		営繕課長	◎住宅の応急修理に関すること。 ◎住宅関係の障害物の除去に関すること。 ◎仮設住宅の設置及び管理に関すること。 ◎仮設住宅の入居者選定に関すること。 ・被災建築物の応急危険度判定に関すること。
		公共施設管理課長	・住宅の応急修理に関すること。 ・住宅関係の障害物の除去に関すること。 ・仮設住宅の設置及び管理に関すること。 ・仮設住宅の入居者選定に関すること。 ・被災建築物の応急危険度判定に関すると。
（新規）	（新規）	（新規）	（新規）

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更
・対策班の事務分掌
・主担当事務の表記

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
都市班	都市部長	都市整備課長	・土木班・住宅班の応援に関すること。
		（削除）	（削除）
		（削除）	（削除）
		関宿地区土地区画整理事務所長	・土木班・住宅班の応援に関すること。

現　行

震災編
第３章　災害応急対策計画
第１節　災害応急活動体制
災害対策本部　所掌事務

ページ
震-５７

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
都市班	都市部長	都市整備課長	・土木班・住宅班の応援に関すること。
		梅郷駅西土地区画整理事務所長	・土木班・住宅班の応援に関すること。
		愛宕駅周辺地区市街地整備事務所長	・土木班・住宅班の応援に関すること。
		関宿地区土地区画整理事務所長	・土木班・住宅班の応援に関すること。

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更
・対策班の事務分掌
・主担当事務の表記

班　名	統括責任者	責任者	事務分掌
要配慮者班	福祉部長 （削除）	生活支援課長	・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・避難行動要支援者支援に関すること。 ◎福祉関係団体及び社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 （削除） ◎災害義援金及び見舞金の交付に関すること。 ◎災害ボランティアセンターに関すること。
		障がい者支援課長	（略）
		高齢者支援課長	（略）
		介護支援課長	◎避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。
		地域包括支援課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ◎福祉避難所の開設・運営に関すること。
		こぶし園長	（略）
		人権・男女共同参画推進課長	（略）
		児童家庭課長	（略）
		子ども保育課長	（略）
		子ども家庭総合支援課長	（略）

現　　行

震災編
第３章　災害応急対策計画
第１節　災害応急活動体制
災害対策本部　所掌事務

ページ
震-５８

班　名	統括責任者	責任者	事務分掌
要配慮者班	福祉部長 健康子ども部長	生活支援課長	・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・避難行動要支援者支援に関すること。 ◎福祉関係団体及び社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 ◎災害救助法の適用に関すること。 ◎災害義援金及び見舞金の交付に関すること。 ◎災害ボランティアセンターに関すること。
		障がい者支援課長	（略）
		高齢者支援課長	（略）
		（新規）	（新規）
		（新規）	（新規）
		こぶし園長	（略）
		人権・男女共同参画推進課長	（略）
		児童家庭課長	（略）
		子ども保育課長	（略）
		子ども家庭総合支援課長	（略）

修　正　案	現　行	
修正理由 県のシステム修正	震災編 第３章　災害応急対策計画 第２節　情報の収集・伝達 第２　地震情報等の収集･伝達	ページ 震-６２

第２ 地震情報等の収集・伝達

１．地震情報の収集

総括班は、千葉県防災行政無線等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する地震情報を速やかに収集する。通信回線の障害・不通時は、テレビ・ラジオから情報を入手する。

なお、消防庁は、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）により緊急地震速報等を伝達している。

第２ 地震情報等の収集・伝達

１．地震情報の収集

総括班は、千葉県防災情報システム等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する地震情報を速やかに収集する。通信回線の障害・不通時は、テレビ・ラジオから情報を入手する。

なお、消防庁は、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）により緊急地震速報等を伝達している。

修　正　案

修正理由

気象庁の地震情報と整合

〈地震情報の種類〉

種　類	内　容
緊急地震速報（警報）	（略）
震度速報	（略）
震源に関する情報	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、震度３以上で発表する（津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。）。 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。
震源・震度情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度１以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度３以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。（削除）
（削除）	（削除）

現　行

震災編

第３章　災害応急対策計画
第２節　情報の収集・伝達
第２　地震情報等の収集･伝達

ページ　震-６２

〈地震情報の種類〉

種　類	内　容
緊急地震速報（警報）	（略）
震度速報	（略）
震源に関する情報	（新規）震度３以上で発表する（津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。）。 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村名を発表。震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。津波予報の発表状況や津波の心配がない場合の解説もこの中で発表する。
各地の震度に関する情報	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。 震度５弱以上と考えられるが、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。 ※地震が多数発生した場合には、震度３以上の地震についてのみ発表し、震度２以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表する。

修　正　案

修正理由

気象庁の地震情報と整合

種　類	内　容
推計震度 分布図	震度５弱以上の地震を観測したときに発表する。 観測した各地の震度データをもとに、250ｍ四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表する。
長周期地震動に関する 観測情報	長周期地震動階級１以上を観測したときに、１０分程度で発表する。

現　行

震災編

第３章　災害応急対策計画
第２節　情報の収集・伝達
第２　地震情報等の収集･伝達

ページ

震-６２

種　類	内　容
推計震度 分布図	震度５弱以上の地震を観測したときに発表する。 観測した各地の震度データをもとに、１km四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表する。
長周期地震動に関する 観測情報	長周期地震動階級１以上を観測したときに、１０分程度で発表する。

修　正　案	現　行
修正理由 県の計画に整合	震災編 第３章　災害応急対策計画 第２節　情報の収集・伝達 第３　被害情報の収集・報告 ページ 震-６３

第３ 被害情報の収集・報告

（略）

２．災害直後の被害情報の収集

災害発生時に、直ちに収集すべき被害情報等は、おおむね以下のとおりである。これらは県への報告事項を含むものである。

(1) 被害情報等内容

ア　人的被害

(ｱ) 市民の死傷者の発生状況

(ｲ) 児童・生徒、公共施設の来訪者、入所者、職員等の死傷者の発生状況

イ　物的被害

(ｱ) 庁舎（本庁、出先機関）、清掃施設等の市有財産

(ｲ) 学校、社会教育施設、福祉施設、道路等の公共施設

(ｳ) 河川、擁壁、液状化、土砂災害危険区域等

(ｴ) 住家、商店・工場、危険物取扱施設等

(ｵ) 水道、電力、ガス、下水道、ごみ処理等のライフライン施設

(ｶ) 電話、道路、鉄道、放送等の通信交通関係施設

(ｷ) 医療施設等

(ｸ) その他応急対策に必要な情報

第３ 被害情報の収集・報告

（略）

２．災害直後の被害情報の収集

災害発生時に、直ちに収集すべき被害情報等は、おおむね以下のとおりである。これらは県への報告事項を含むものである。

(1) 被害情報等内容

ア　人的被害

(ｱ) 市民の死傷者の発生状況

(ｲ) 児童・生徒、公共施設の来訪者、入所者、職員等の死傷者の発生状況

イ　物的被害

(ｱ) 庁舎（本庁、出先機関）、清掃施設等の市有財産

(ｲ) 学校、社会教育施設、福祉施設、道路等の公共施設

(ｳ) 河川、擁壁、液状化、土砂災害危険箇所等

(ｴ) 住家、商店・工場、危険物取扱施設等

(ｵ) 水道、電力、ガス、下水道、ごみ処理等のライフライン施設

(ｶ) 電話、道路、鉄道、放送等の通信交通関係施設

(ｷ) 医療施設等

(ｸ) その他応急対策に必要な情報

修　正　案	現　行
修正理由 県のシステム変更	震災編 第３章　災害応急対策計画 第２節　情報の収集・伝達 第３　被害情報の収集・報告 ページ 震-６４

第３ 被害情報の収集・報告

（略）

５．県への報告

（1）　報告先・手段

災害報告は、総括班がとりまとめ、千葉県防災行政無線及び電話・ＦＡＸ又は千葉県防災行政無線により県災害対策本部事務局に報告する。

被害情報等の収集報告活動に関する具体的運用は、「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

第３ 被害情報の収集・報告

（略）

５．県への報告

（1）　報告先・手段

災害報告は、総括班がとりまとめ、千葉県防災情報システム及び電話・ＦＡＸ又は千葉県防災行政無線により県災害対策本部事務局に報告する。

被害情報等の収集報告活動に関する具体的運用は、「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

修　正　案

修正理由
県のシステム修正

〈被害情報等の収集報告の流れ〉

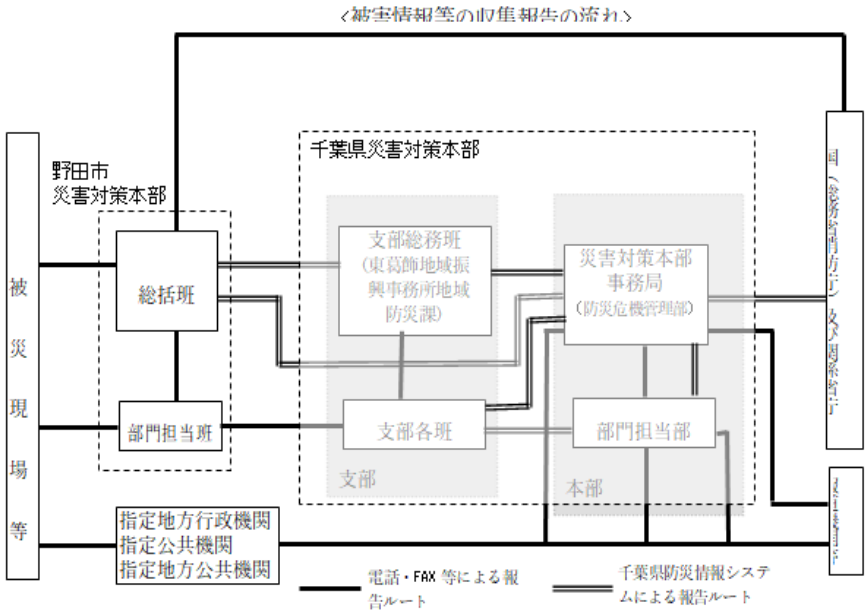

現　　行

震災編
第３章　災害応急対策計画
第２節　情報の収集・伝達
第２　　地震情報等の収集･伝達

ページ
震-６５

〈被害情報等の収集報告の流れ〉

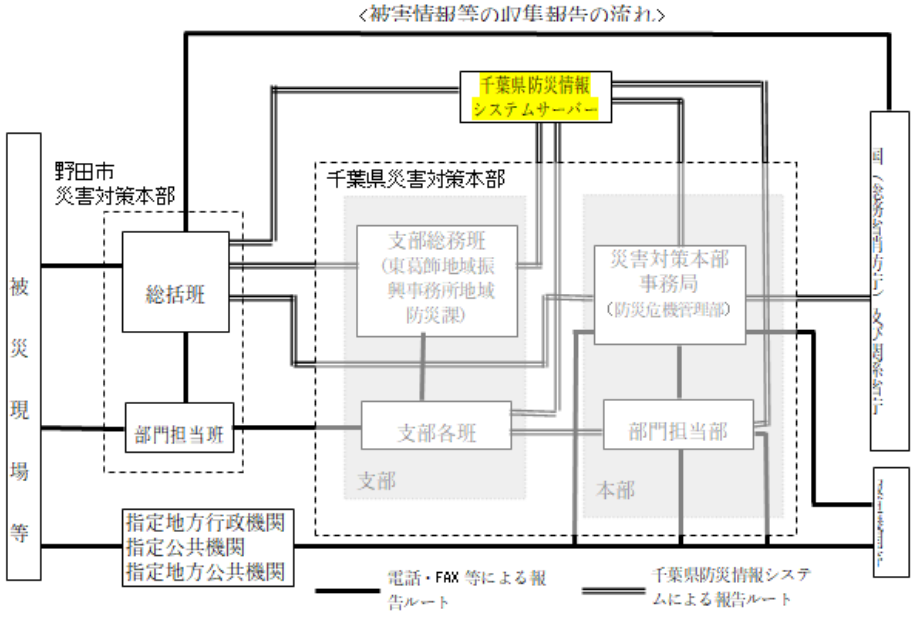

修　正　案

修正理由

各対策班担当の修正

項　目	担　当	関係機関
第１　自衛隊の災害派遣	総括班、対策要員部班	
第２　県・市町村等への要請	総括班、対策要員部班	
第３　消防の広域応援要請	総括班、消火・救助班	
第４　上水道・下水道事業体の相互応援	給水班、土木班	
第５　応援の受入れ体制	対策要員部班	
第６　広域避難の受入れ	総括班	

現　行

震災編

第３章　災害応急対策計画
第４節　災害派遣・応援要請

ページ　震-６９

項　目	担　当	関係機関
第１　自衛隊の災害派遣	渉外調整班、対策要員部班	
第２　県・市町村等への要請	渉外調整班、対策要員部班	
第３　消防の広域応援要請	渉外調整班、消火・救助班	
第４　上水道・下水道事業体の相互応援	給水班、土木班	
第５　応援の受入れ体制	対策要員部班	
第６　広域避難の受入れ	総括班	

修　正　案

修正理由

県の計画に整合

〈自衛隊の派遣活動〉

項　目	内　容
被害状況の把握	（略）
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。また、市から避難者等の駐屯地等への受入れを求められた場合、駐屯地司令等は、受入可能な範囲で避難者等を受け入れ、避難者等に対して、所要の支援を実施するものとする。なお、避難者等については、原則として市からの要請に基づき受け入れるものとし、避難者等を受け入れる場合、駐屯地司令等は、市と同職員の駐屯地等への配置、避難所等への早期移管を調整する。
遭難者等の捜索救助	（略）
水防活動	（略）
消防活動	（略）
道路又は水路の啓開	（略）
応急医療、救護及び防疫	（略）
人員及び物資の緊急輸送	（略）
給食、給水及び入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する。

現　行

震災編

第３章　災害応急対策計画
第４節　災害派遣・応援要請
第１　自衛隊の災害派遣

ページ　震-７０

〈自衛隊の派遣活動〉

項　目	内　容
被害状況の把握	（略）
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。（新規）
遭難者等の捜索救助	（略）
水防活動	（略）
消防活動	（略）
道路又は水路の啓開	（略）
応急医療、救護及び防疫	（略）
人員及び物資の緊急輸送	（略）
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

修　正　案	現　行
修正理由 病院名の更新	震災編 第３章　災害応急対策計画 第６節　医療救護・防疫活動 第１　応急医療救護 ページ 震-８０ 震-８１

第１ 応急医療救護

１．初動医療体制の整備

（略）

(5) 医療救護所の設置

〈医療救護所〉

① 医療法人社団福聚会　東葛飾病院（中戸 13）
② 医療法人社団真療会　野田病院（中里 1554-1）
③ 医療法人徳洲会　野田総合病院（横内 29-1）
④ キッコーマン総合病院（宮崎 100）
⑤ 医療法人社団喜晴会　野田中央病院（二ツ塚 148）

（略）

４．後方医療体制

〈後方医療機関〉

区　分		名　称（隣接ヘリコプター離着陸場）
災害医療協力病院		キッコーマン総合病院、野田総合病院、野田病院
災害拠点病院	基幹災害拠点病院	日本医科大学千葉北総病院（専用ヘリポート）
	地域災害拠点病院	東京慈恵会医科大学附属柏病院 （柏市大堀川防災レクリエーション公園） 松戸市立総合医療センター（専用ヘリポート） 千葉西総合病院（専用ヘリポート）

第１ 応急医療救護

１．初動医療体制の整備

（略）

(5) 医療救護所の設置

〈医療救護所〉

① 医療法人社団福聚会　東葛飾病院（中戸 13）
② 医療法人社団真療会　野田病院（中里 1554-1）
③ 医療法人社団圭春会　小張総合病院（横内 29-1）
④ キッコーマン総合病院（宮崎 100）
⑤ 医療法人社団喜晴会　野田中央病院（二ツ塚 148）

（略）

４．後方医療体制

〈後方医療機関〉

区　分		名　称（隣接ヘリコプター離着陸場）
災害医療協力病院		キッコーマン総合病院、小張総合病院、野田病院
災害拠点病院	基幹災害拠点病院	日本医科大学千葉北総病院（専用ヘリポート）
	地域災害拠点病院	東京慈恵会医科大学附属柏病院 （柏市大堀川防災レクリエーション公園） 松戸市立総合医療センター（専用ヘリポート） 千葉西総合病院（専用ヘリポート）

修　正　案

修正理由

市の行政組織変更

項　目	担　当	関係機関
第１　避難活動	総括班	野田警察署
第２　支部連絡所の開設及び役割	避難所班、総括班	
第３　指定避難所の開設及び運営	避難所班、物資班、要配慮者班	
第４　広域一時滞在の要請	総括班	
第５　感染症対策	危機管理部、健康子ども部	野田保健所（野田健康福祉センター）

現　行

震災編

第３章　災害応急対策計画
第７節　避難対策

ページ　震-８４

項　目	担　当	関係機関
第１　避難活動	総括班	野田警察署
第２　支部連絡所の開設及び役割	避難所班、総括班	
第３　指定避難所の開設及び運営	避難所班、物資班、要配慮者班	
第４　広域一時滞在の要請	総括班	
第５　感染症対策	市民生活部、健康子ども部	野田保健所（野田健康福祉センター）

修　正　案	現　行	
修正理由 県の計画に整合	震災編 第３章　災害応急対策計画 第７節　避難対策 第３　　指定避難所の開設及び運営	ページ 震-８８ 震-８９

第３ 指定避難所等の開設及び運営

（略）

４．在宅避難者等の支援

市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

５．車中泊避難者への支援

市は車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

第３ 指定避難所の開設及び運営

（略）

（新規）

修　正　案	現　行
修正理由 ・県の計画に整合 ・市の行政組織変更	震災編 第３章　災害応急対策計画 第７節　避難対策 第５　感染症対策 ページ 震-８９

第５ 感染症対策

市は、(削除)感染症に対する国の指針等を踏まえ、避難者の感染防止対策を実施する。

１．開場及び担当

危機管理部は、平時から感染を防止するための適切な避難行動を市民等に周知しておく。

(1)　ハザードマップによる避難の要否の確認
(2)　避難時の持出品（マスク、体温計等感染対策用品）の準備
(3)　避難所以外の避難先（親戚・知人宅、ホテル等）の確保

（略）

３．ホテル・旅館等の活用

危機管理部は、指定避難所の過密を防止するため、市内の宿泊施設や研修施設と避難所の協定を推進する。なお、感染者又は濃厚接触者の受け入れの可否についても検討する。

また、福祉部はこれらの施設への優先避難者（高齢者、基礎疾患を有する方等）を検討する。

４．避難所の感染防止

(1)　備蓄、訓練

危機管理部は、平時から避難所での感染防止に必要な装備や備品を備蓄しておくとともに、運営職員等が適切な対応を習熟する訓練を実施しておく。

第５ 感染症対策

市は、新型コロナウイルス等の感染症に対する国の指針等を踏まえ、避難者の感染防止対策を実施する。

１．開場及び担当

市民生活部は、平時から感染を防止するための適切な避難行動を市民等に周知しておく。

(1)　ハザードマップによる避難の要否の確認
(2)　避難時の持出品（マスク、体温計等感染対策用品）の準備
(3)　避難所以外の避難先（親戚・知人宅、ホテル等）の確保

（略）

３．ホテル・旅館等の活用

市民生活部は、指定避難所の過密を防止するため、市内の宿泊施設や研修施設と避難所の協定を推進する。なお、感染者又は濃厚接触者の受け入れの可否についても検討する。

また、福祉部はこれらの施設への優先避難者（高齢者、基礎疾患を有する方等）を検討する。

４．避難所の感染防止

(1)　備蓄、訓練

市民生活部は、平時から避難所での感染防止に必要な装備や備品を備蓄しておくとともに、運営職員等が適切な対応を習熟する訓練を実施しておく。

修　正　案

修正理由

各対策班担当の修正

項　目	担　当	関係機関
第１　飲料水の供給	被害調査班、給水班	
第２　食料の供給	物資班、避難所班、市民情報班、総括班	
第３　生活必需品の供給	物資班	
第４　物資の受入れ・管理	物資班、総括班	

現　行

震災編

第３章　災害応急対策計画
第８節　生活救援

ページ

震-９１

項　目	担　当	関係機関
第１　飲料水の供給	被害調査班、給水班	
第２　食料の供給	物資班、避難所班、市民情報班、渉外調整班	
第３　生活必需品の供給	物資班	
第４　物資の受入れ・管理	物資班、渉外調整班	

修　正　案	現　行
修正理由 対策班の変更	震災編 第３章　災害応急対策計画 第８節　生活救援 第２　食料の供給 第４　物資の受入れ・管理 ページ 震-９２ 震-９３

第２ 食料の供給

（略）

２．食料供給体制

（略）

(3) 食料の確保

物資班は、必要量に基づき、業者への発注や救援物資等を活用して食料を供給する。確保が困難なときは、総括班が県に対して供給を要請する。

応急用米穀の確保ができないときは、知事に政府米の供給を要請し、知事の指示・要請に基づいて米穀販売業者から受領する。

第４ 物資の受入れ・管理

１．物資の要請

(1) 物資の要請

物資班は、食料及び生活必需品の必要数を把握し、不足する場合には、総括班が協定先の自治体等に救援物資の要請を行う。救援物資の要請は、必要とする物資の内容、量、送付方法について情報を提供する。

ただし、国や県からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。

また、総括班は日本赤十字社に義援品の要請を行う。

第２ 食料の供給

（略）

２．食料供給体制

（略）

(3) 食料の確保

物資班は、必要量に基づき、業者への発注や救援物資等を活用して食料を供給する。確保が困難なときは、渉外調整班が県に対して供給を要請する。

応急用米穀の確保ができないときは、知事に政府米の供給を要請し、知事の指示・要請に基づいて米穀販売業者から受領する。

第４ 物資の受入れ・管理

１．物資の要請

(1) 物資の要請

物資班は、食料及び生活必需品の必要数を把握し、不足する場合には、渉外調整班が協定先の自治体等に救援物資の要請を行う。救援物資の要請は、必要とする物資の内容、量、送付方法等について情報を提供する。

ただし、国や県からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。

また、渉外調整班は日本赤十字社に義援品の要請を行う。

修　正　案	現　行
修正理由 県の計画に整合	震災編 第３章　災害応急対策計画 第１０節　交通・緊急輸送 第３　緊急通行車両等の確認 ページ 震-９８

第３ 緊急通行車両等の確認

（略）

２．緊急通行車両等の災害発生前の確認

(1) 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有する車両等で、災害対策基本法第 50 条第１項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

(2) 公安委員会は、前記により緊急通行車両に該当すると認められるものについては、標章及び確認証明証を交付する。

(3) 標章の交付を受けた車両は、県警察本部、警察署又は交通検問所で緊急交通路の通行を求めるときは、標章及び確認証明書を提示し、現に災害応急対策を実施するための運転中の車両であることの確認を受ける。

第３ 緊急通行車両等の確認

（略）

２．緊急通行車両等の事前届出について

(1) 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有する車両等で、災害対策基本法第 50 条第１項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

(2) 公安委員会は、前記により緊急通行車両に該当すると認められるものについては、届出済証を交付する。

(3) 届出済証の交付を受けた車両は、県警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出することにより、緊急通行車両の確認を受けることができる。この場合において確認審査を省略して標章及び確認証明書を交付する。

修　正　案	現　行
修正理由 ・一部表記の追加 ・文言の修正	震災編 第３章　災害応急対策計画 第１３節　学校における児童・生徒等の安全対策 第１　災害発生時の対応 ページ 震-１０４

第１ 災害発生時の対応

１．児童・生徒等の安全確保

(1) 学校班及び学校長は、地震が発生した場合、「学校における地震防災マニュアル」（平成 24 年３月　千葉県）等を活用した防災体制に基づき、情報を収集するとともに児童・生徒等の安全を確保し、安否状況及び被害状況を教育委員会に報告する。

ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、安全な指定避難所に避難誘導をする。

また、保護者の引き取りがあるまで、児童・生徒等を一時的に保護する。

学童保育所職員は、学童保育所開所中に地震が発生した場合、情報を収集するとともに児童の安全を確保し、安否状況及び被害状況を所管する所属長に報告する。

ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、安全な指定避難所に避難誘導をする。

また、保護者の引き取りがあるまで、児童を一時的に保護する。

(2) 市立幼稚園職員は、開園中に地震が発生した場合、情報を収集するとともに園児の安全を確保し、安否状況及び被害状況を所管する所属長に報告する。

ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、安全な指定避難所に避難誘導をする。

また、保護者の引き取りがあるまで、園児を一時的に保護する。

（略）

３．施設の被害調査

学校長等は、施設の被害状況等について調査を行い、学校班に報告する。

第１ 災害発生時の対応

１．児童・生徒の安全確保

学校班及び学校長は、地震が発生した場合、「学校における地震防災マニュアル」（平成 24 年３月　千葉県）等を活用した防災体制に基づき、情報を収集するとともに児童・生徒等の安全を確保し、安否状況及び被害状況を教育委員会に報告する。

ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、安全な指定避難所に避難誘導をする。

また、保護者の引き取りがあるまで、児童・生徒等を一時的に保護する。

学童保育所職員は、学童保育所開所中に地震が発生した場合、情報を収集するとともに児童の安全を確保し、安否状況及び被害状況を所管する所属長に報告する。

ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、安全な指定避難所に避難誘導をする。

また、保護者の引き取りがあるまで、児童を一時的に保護する。

（新規）

（略）

３．施設の被害調査

学校長等は、施設の被害状況等について調査を行う。

修　正　案	現　行
修正理由 県の計画に整合	震災編 第３章　災害応急対策計画 第１４節　避難行動要支援者対策 第２　避難行動要支援者への対応 ページ 震-１０７

第２ 避難行動要支援者への対応

１．指定避難所における支援

要配慮者班は、避難行動要支援者の避難状況を確認し、野田市社会福祉協議会等の福祉関係団体、自治会、自主防災組織、福祉ボランティア等の協力を得て、次にあげる対策を行う。

なお、指定避難所での生活にあたっては、可能な限り障がいのある人の種類や特性に応じた収容方法等に留意する。

また、避難所の要配慮者の生活機能の低下の防止のため、必要に応じて千葉県災害福祉支援チーム（DWAT）の派遣調整を行う。

（略）

４．被災した避難行動要支援者の生活確保

(1) 需要の把握

要配慮者班は、仮設住宅班が行う仮設住宅の需要把握に対し、避難行動要支援者に配慮した応急仮設住宅（福祉仮設住宅）を必要とする者の把握を行い、仮設住宅班にこれを提供する。

第２ 避難行動要支援者への対応

１．指定避難所における支援

要配慮者班は、避難行動要支援者の避難状況を確認し、野田市社会福祉協議会等の福祉関係団体、自治会、自主防災組織、福祉ボランティア等の協力を得て、次にあげる対策を行う。

なお、指定避難所での生活にあたっては、可能な限り障がいのある人の種類や特性に応じた収容方法等に留意する。

（新規）

（略）

４．被災した避難行動要支援者の生活確保

(1) 需要の把握

要配慮者班は、住宅班が行う仮設住宅の需要把握に対し、避難行動要支援者に配慮した応急仮設住宅（福祉仮設住宅）を必要とする者の把握を行い、住宅班にこれを提供する。

修　正　案	現　行
修正理由 県からの情報提供	震災編 第３章　災害応急対策計画 第１７節　清掃・廃棄物・環境対策 第２　清掃・廃棄物処理 ページ 震-１１２

第２ 清掃・廃棄物処理

１. 廃棄物の処理

(1) 処理体制の確立

環境衛生班は、「野田市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の処理体制を確立する。

処理が困難な場合は、県に協力を要請するとともに「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、他市町村及び一部事務組合間相互の援助協力により行う。

また、がれき等の大量発生が予想される場合は、県による「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を求める。

なお、市が甚大な被害を受けた場合において、自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合や、県が一括して処理を行ったほうが円滑かつ迅速に災害廃棄物の処理が行えると判断される場合は、地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づき、市が県に災害廃棄物の処理に関する事務の全部または一部を委託し、県が市に代わって災害廃棄物の処理を行う。

第２ 清掃・廃棄物処理

１. 廃棄物の処理

(1) 処理体制の確立

環境衛生班は、「野田市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の処理体制を確立する。

処理が困難な場合は、県に協力を要請するとともに「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、他市町村及び一部事務組合間相互の援助協力により行う。

また、がれき等の大量発生が予想される場合は、県による「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を求める。

（新規）

修　正　案	現　行
修正理由 県からの情報提供	震災編 第３章　災害応急対策計画 第１７節　清掃・廃棄物・環境対策 第２　清掃・廃棄物処理 ページ 震-１１３

第２ 清掃・廃棄物処理

（略）

２．し尿の処理

(1) 指定避難所

指定避難所では、避難所のトイレが使用できない場合には、原則として仮設トイレを設置し使用する。環境衛生班は、備蓄及びレンタル業者等から仮設トイレを確保して設置する。

また、必要に応じて、プール等の水を使用して施設内のトイレを使用する。

(2) 自宅

水洗トイレが使用できない場合は、風呂等の汲み置きの水を使用する。

また、便袋等の簡易トイレを用いてごみとして排出する。

(3) 公園

断水が長期にわたる場合は、公園等に仮設トイレを設置する。

(4) し尿の収集・処理

環境衛生班は、委託業者に要請してし尿の収集を行う。収集・処理が困難な場合に、県、近隣市等へ応援を要請する。

また、収集・処理が困難な場合に、近隣市や「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、県を通じて民間業者の協力を求める。

第２ 清掃・廃棄物処理

（略）

２．し尿の処理

(1) 指定避難所

指定避難所では、避難所のトイレが使用できない場合には、原則として仮設トイレを設置し使用する。環境衛生班は、備蓄及びレンタル業者等から仮設トイレを確保して設置する。

また、必要に応じて、プール等の水を使用して施設内のトイレを使用する。

(2) 自宅

水洗トイレが使用できない場合は、風呂等の汲み置きの水を使用する。

また、便袋等の簡易トイレを用いてごみとして排出する。

(3) 公園

断水が長期にわたる場合は、公園等に仮設トイレを設置する。

(4) し尿の収集・処理

環境衛生班は、委託業者に要請してし尿の収集を行う。収集・処理が困難な場合に、県、近隣市等へ応援を要請する。

（新規）

修　正　案

修正理由

各対策班担当の修正

項　目	担　当	関係機関
第１　被災建築物の応急危険度判定	住宅班	
第２　被災宅地の危険度判定	住宅班	
第３　住家の被災調査・罹災証明の発行	被害調査班、住宅班、消火・救助班	
第４　住宅の応急修理	住宅班	
第５　応急仮設住宅の供給	仮設住宅班	

現　行

震災編

第３章　災害応急対策計画
第１８節　建物対策

ページ

震-１１５

項　目	担　当	関係機関
第１　被災建築物の応急危険度判定	住宅班	
第２　被災宅地の危険度判定	住宅班	
第３　住家の被災調査・罹災証明の発行	被害調査班、住宅班、消火・救助班	
第４　住宅の応急修理	住宅班	
第５　応急仮設住宅の供給	住宅班	

修　正　案	現　行
修正理由 県の計画に整合	震災編 第３章　災害応急対策計画 第１８節　建物対策 第１　被災建築物の応急危険度判定 第２　被災宅地の危険度判定 ページ 震-１１５

第１ 被災建築物の応急危険度判定

大規模な地震により被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全を確保するため、被災建築物の被害状況を調査し、危険の程度の判定・表示を行う被災建築物応急危険度判定を行う。

１．判定実施体制の準備

住宅班は、調査区域の分担、マニュアル、ステッカー等の必要な判定資機材等の準備を行う。

また、県に要請して、他市町村、一般社団法人千葉県建築士会、公益社団法人千葉県建築士事務所協会の応急危険度判定の有資格者を確保する。

判定を実施するときは、市民に対し実施予定区間、期間、問合せ窓口等を報道機関により周知する。

（略）

第２ 被災宅地の危険度判定

被災した宅地の二次災害を軽減、防止し市民等の安全を図るために被災宅地や土砂災害危険区域等の危険度判定を行う。

第１ 被災建築物の応急危険度判定

大規模な地震により被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全を確保するため、被災建築物の被害状況を調査し、危険の程度の判定・表示を行う被災建築物応急危険度判定を行う。

１．判定実施体制の準備

住宅班は、調査区域の分担、マニュアル、ステッカー等の必要な判定資機材等の準備を行う。

また、県に要請して、他市町村、一般社団法人千葉県建築士会、社団法人千葉県建築士事務所協会の応急危険度判定の有資格者を確保する。

判定を実施するときは、市民に対し実施予定区間、期間、問合せ窓口等を報道機関により周知する。

（略）

第２ 被災宅地の危険度判定

被災した宅地の二次災害を軽減、防止し市民等の安全を図るために被災宅地や土砂災害危険箇所等の危険度判定を行う。

修　正　案	現　行
修正理由 各対策班の修正	震災編 第３章　災害応急対策計画 第１８節　建物対策 第５　応急仮設住宅の供給 ページ 震-１１７

第５ 応急仮設住宅の供給

１．応急仮設住宅の建設

(1) 需要の把握

仮設住宅班は、被害調査の結果から仮設住宅の概数を把握し、県に要請する。

(2) 入居者の選定

仮設住宅班は、臨時災害相談所又は指定避難所において、仮設住宅入居の申込みを受け付ける。応急仮設住宅の入居対象者は、罹災証明の発行を受けているなど次の条件に該当する者である。

なお、応急仮設住宅団地の入居者構成は、いわゆる避難行動要支援者と一般世帯との適正な混住となることに留意する。

（略）

(3) 用地確保

仮設住宅班は、あらかじめ選定してある応急仮設住宅の用地から、利便性を考慮して建設用地を確保する。不足が生じた場合には、私有地を借用する。

(4) 建設

災害救助法が適用された場合は、県が建設を行う。

災害救助法が適用されない場合で、本部長が建設を決めるときには、仮設住宅班は、関係機関・協力団体等の協力を得て行う。

仮設住宅班は、「千葉県応急仮設住宅マニュアル」に基づき建設する。

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合、集会所等に使用できる施設を設置する。

第５ 応急仮設住宅の供給

(1) 応急仮設住宅の建設

(1) 需要の把握

住宅班は、被害調査の結果から仮設住宅の概数を把握し、県に要請する。

(2) 入居者の選定

住宅班は、臨時災害相談所又は指定避難所において、仮設住宅入居の申込みを受け付ける。応急仮設住宅の入居対象者は、罹災証明の発行を受けているなど次の条件に該当する者である。

なお、応急仮設住宅団地の入居者構成は、いわゆる避難行動要支援者と一般世帯との適正な混住となることに留意する。

（略）

(3) 用地確保

住宅班は、あらかじめ選定してある応急仮設住宅の用地から、利便性を考慮して建設用地を確保する。不足が生じた場合には、私有地を借用する。

(4) 建設

災害救助法が適用された場合は、県が建設を行う。

災害救助法が適用されない場合で、本部長が建設を決めるときには、住宅班は、関係機関・協力団体等の協力を得て行う。

住宅班は、「千葉県応急仮設住宅マニュアル」に基づき建設する。

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合、集会所等に使用できる施設を設置する。

次ページに続く

また、応急仮設住宅として高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置できる。

なお、市で建設ができない場合は、県、県内市町村等に応援を要請する。

(5) 管理

仮設住宅班は、入居者の要望等を把握し仮設住宅設備の修理や改良等の管理を行う。

２．民間賃貸住宅の借上げ等の措置

仮設住宅班は、応急仮設住宅を十分確保できない場合は、公営住宅の空室や民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅として提供する。

また、応急仮設住宅として高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置できる。

なお、市で建設ができない場合は、県、県内市町村等に応援を要請する。

(5) 管理

住宅班は、入居者の要望等を把握し仮設住宅設備の修理や改良等の管理を行う。

２．民間賃貸住宅の借上げ等の措置

住宅班は、応急仮設住宅を十分確保できない場合は、公営住宅の空室や民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅として提供する。

修　正　案

修正理由

各対策班担当の修正

項　目	担　当	関係機関
第１　災害救助法の適用基準	総括班	
第２　災害救助法の適用手続	総括班	
第３　災害救助法による救助の実施機関	各班	

現　行

震災編

第３章　災害応急対策計画
第１９節　災害救助法の適用

ページ

震-１１８

項　目	担　当	関係機関
第１　災害救助法の適用基準	要配慮者班	
第２　災害救助法の適用手続	要配慮者班	
第３　災害救助法による救助の実施機関	各班	

修　正　案	現　行	
修正理由 「南海トラフ地震に係る周辺地区としての対応計画」を「南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置」として内容を更新するもの	震災編	ページ （新規）
第１節　計画の趣旨 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年 12 月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。同法に基づき、1 都 2 府 26 県 707 市町村が推進地域に指定されており、千葉県内では、銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市九十九里町、横芝光町、一宮町、長生村、白子町、御宿町、鋸南町が推進地域に指定されている（令和７年１月時点）。 本市は推進地域には指定されていないが、平成 24 年８月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度５強の揺れが想定されている。 南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、県東部・南部でより多くの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。 このため、「南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置」として定めるものである。 なお、この章に記載のない事項は、野田市地域防災計画震災編に準ずるものとする。	（新規）	

修　正　案	現　行	
修正理由 「南海トラフ地震に係る周辺地区としての対応計画」を「南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置」として内容を更新するもの	震災編	ページ （新規）

第２節　南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

第１　情報の種類

県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受け、直ちに県内市町村及び防災関係機関に伝達する。

市は、県から情報を受けた場合、庁内及び市民に情報を伝達する。

なお、令和６年８月８日 19 時 15 分に、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された。

〈南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ〉

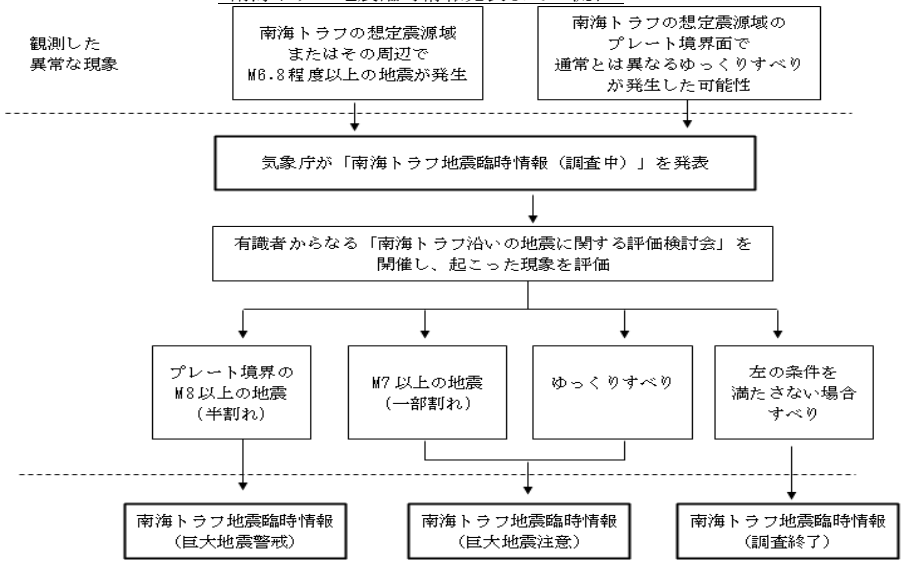

（新規）

修　正　案	現　行	
修正理由 「南海トラフ地震に係る周辺地区としての対応計画」を「南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置」として内容を更新するもの	震災編	ページ （新規）

第２　市民、企業等への周知

市、県をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した場合、この後の状況として、発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震に備え、以下の基本的な考え方に基づき防災対応を行うとともに、市民、企業等へ周知する。

【南海トラフ地震臨時情報が発表された後の対応期間】

発表情報	警戒、注意をする期間
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	発表から１週間（注意）
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	発表から２週間 （警戒１週間＋注意１週間）

※野田市は「南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定外地域

１．住民の防災対応

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された際は、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。備えの方法については、「震災編第２章 第１節 第11」に準ずる。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際は、日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

例）

高いところに物を置かない

（新規）

次ページに続く

屋内のできるだけ安全な場所で生活
すぐに避難できる準備（非常用持出品等）
危険なところにできるだけ近づかない 等

２．企業の防災対応

日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

例）
安否確認手段の確認
什器の固定・落下防止対策の確認
食料や燃料等の備蓄の確認
災害物資の集積場所等の災害拠点の確認
災害時の従業員の役割分担の確認 等

第３　配備体制･配備基準

南海トラフ地震が観測された場合は、市内震度に基づき、情報収集体制や警戒配備等の体制をとり、市長の指令の有無にかかわらず、必要な職員を配備し、災害対応を実施する。

１．情報収集体制・警戒・非常配備

情報収集体制・警戒・非常配備の体制は、震災編に準ずる。

２．災害対策本部の設置・参集体制

災害対策本部の設置・参集体制は、震災編に準ずる。

第３節　南海トラフ地震発生後の対応

実際に南海トラフ地震が発生した場合は、地域防災計画震災編の第 3 章「応急対策計画」、第４章「復旧・復興計画」に準じて災害対応を行うものとする。

１．県内への後方支援

南海トラフ地震による揺れや津波により、県東部・南部地域では甚大な被害も想定されるため、市は広域的な防災体制の観点から、県等からの要請により必要な後方支援を行う。

（新規）

修　正　案	現　行
修正理由 県の計画に整合	風水害編 第１章　総則 第２節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第３　指定地方行政機関 ページ 風-４

第３ 指定地方行政機関

（略）

２．関東総合通信局

(1) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること
(2) 災害時テレコム支援チーム（MIC－TEAM）による災害対応支援に関すること
(3) 災害対策用無線機、臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること
(4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること
(5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること

第３ 指定地方行政機関

（略）

２．関東総合通信局

(1) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること
(2) 災害時テレコム支援チーム（MIC－TEAM）による災害対応支援に関すること
(3) 災害対策用無線機、（新規）及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること
(4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること
(5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること

修　正　案	現　行
修正理由 県の計画に整合	風水害編 第１章　総則 第２節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第３　指定地方行政機関 ページ 風-６

第３ 指定地方行政機関

（略）

１３．東京管区気象台

(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること

(2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること

(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること

(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること

(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

第３ 指定地方行政機関

（略）

１３．東京管区気象台

(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること

(2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること

(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること

(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること

(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

修　正　案	現　行
修正理由 時点修正	風水害編 第１章　総則 第３節　災害環境 第３　社会環境 ページ 震-１２

第３　社会環境

１．人口

本市の人口と世帯数は、令和７年４月１日現在、153,336人、73,331世帯である。

２．土地利用

本市の面積は、103.55㎢であり、土地利用の状況は次のとおりである。

〈土地利用の状況〉　（令和６年１月１日現在）

	面 積（㎡）	割合（%）
田	12,449,002	12.1
畑	16,076,851	15.5
宅地	25,095,959	24.2
池沼	294,297	0.3
山林	5,136,395	5.0
原野	107,338	0.1
雑種地	13,709,398	13.2
その他	30,630,760	29.6

第３　社会環境

１．人口

本市の人口と世帯数は、令和６年４月１日現在、153,656人、72,456世帯である。

２．土地利用

本市の面積は、103.55㎢であり、土地利用の状況は次のとおりである。

〈土地利用の状況〉　（令和５年１月１日現在）

	面 積（㎡）	割合（%）
田	12,549,863	12.1
畑	16,338,891	15.8
宅地	25,008,305	24.1
池沼	293,336	0.3
山林	5,204,415	5.0
原野	107,615	0.1
雑種地	13,429,508	13.0
その他	30,618,067	29.6

修　　正　　案	現　　行
修正理由 県の計画に整合	風水害編 第１章　総則 第４節　風水害の想定 第２　　土砂災害 ページ 風-１３

第４節　風水害の想定

（略）

第２ 土砂災害

本市の土砂災害警戒区域等は、県によって 22 箇所が指定されている。いずれも段丘と谷底平野の境界にあたる段丘崖に分布する。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定・告示されている。

第４節　風水害の想定

（略）

第２ 土砂災害

本市の土砂災害危険箇所は、県によって５箇所が指定されている。いずれも段丘と谷底平野の境界にあたる段丘崖に分布する。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定・告示されている。

修　　正　　案	現　　行
修正理由 市の行政組織変更	風水害編 第２章　災害予防計画 第１節　防災体制の確立 ページ 風-１４

項　　目	担　当	関係機関
第１　組織の整備		
第２　情報連絡体制の整備	危機管理部、総務部	東日本電信電話株式会社、アマチュア無線連絡協議会

項　　目	担　当	関係機関
第１　組織の整備		
第２　情報連絡体制の整備	市民生活部、総務部	東日本電信電話株式会社、アマチュア無線連絡協議会

修　正　案

修正理由

市の行政組織変更

計画の体系	担　当	関係機関
第１防災広報・防災教育の充実	危機管理部、学校教育部	
第２防災訓練の推進	土木部、危機管理部、消防本部	野田警察署、野田保健所（野田健康福祉センター）、野田市医師会、野田市歯科医師会、千葉県柔道整復師会野田地区、消防団
第３調査・研究	危機管理部、土木部	

第１ 防災広報・防災教育の充実

危機管理部及び学校教育部は、市民が災害について正しい知識を持ち、的確な行動がとれるようにするため、防災知識の普及と啓発に努める。学校においても防災教育や災害教訓の伝承を実施し、市民の防災意識や行動力の向上を図る。

対策の内容は、震災編　第２章　第２節　第１「防災広報・防災教育の充実」を準用する。

（略）

第３ 調査・研究

土木部及び危機管理部は、今後の防災対策を進めるため防災関係機関との情報交換、防災に関する資料の収集整理や防災アセスメント調査等を実施する。

対策の内容は、震災編　第２章　第２節　第３「調査・研究」を準用する。

現　　行

風水害編
第２章　災害予防計画
第２節　防災知識の普及啓発

ページ　風-１５

計画の体系	担　当	関係機関
第１防災広報・防災教育の充実	市民生活部、学校教育部	
第２防災訓練の推進	土木部、市民生活部、消防本部	野田警察署、野田保健所（野田健康福祉センター）、野田市医師会、野田市歯科医師会、千葉県柔道整復師会野田地区、消防団
第３調査・研究	市民生活部、土木部	

第１ 防災広報・防災教育の充実

市民生活部及び学校教育部は、市民が災害について正しい知識を持ち、的確な行動がとれるようにするため、防災知識の普及と啓発に努める。学校においても防災教育や災害教訓の伝承を実施し、市民の防災意識や行動力の向上を図る。

対策の内容は、震災編　第２章　第２節　第１「防災広報・防災教育の充実」を準用する。

（略）

第３ 調査・研究

土木部及び市民生活部は、今後の防災対策を進めるため防災関係機関との情報交換、防災に関する資料の収集整理や防災アセスメント調査等を実施する。

対策の内容は、震災編　第２章　第２節　第３「調査・研究」を準用する。

修　正　案	現　行
修正理由 ・市の行政組織変更 ・一部文言の追加	風水害編 第２章　災害予防計画 第３節　避難行動・避難施設 ページ 風-１６ 風-１７

計画の体系	担　当	関係機関
第１ 避難行動	危機管理部	
第２ 避難所等の確保	危機管理部	

第１ 避難行動

危機管理部は、風水害の発生は事前にある程度予測できるものであることから、各種気象警報における行動を市民に周知徹底させるとともに、早期の避難準備行動や、市民自らが考え避難行動を起こす積極的な自主避難※が重要であることを事前に周知し、住民の理解を深めておく。

（略）

第２ 避難所等の確保

１．市民自らによる避難先の確保

市の指定避難所だけでは、避難を必要とする全ての避難者を収容することは出来ない。

市民は災害に備え、日頃からマイ・タイムライン等により避難行動を考え、在宅避難※1 や分散避難※2 など、市内外を問わず、市民自らが避難先を確保するよう努めるものとする。

（略）

２．指定避難所

危機管理部は、風水害の発生及びその恐れがある際に、市民等が危険から逃れるために避難できるよう、指定避難所を指定する。

計画の体系	担　当	関係機関
第１ 避難行動	市民生活部	
第２ 避難所等の確保	市民生活部	

第１ 避難行動

市民生活部は、風水害の発生は事前にある程度予測できるものであることから、各種気象警報における行動を市民に周知徹底させるとともに、早期の避難 準備行動や、市民自らが考え避難行動を起こす積極的な自主避難※が重要であることを事前に周知し、住民の理解を深めておく。

（略）

第２ 避難所等の確保

１．市民自らによる避難先の確保

市の指定避難所だけでは、避難を必要とする全ての避難者を収容することは出来ない。

市民は災害に備え、日頃からタイムライン等により避難行動を考え、在宅避難※1 や分散避難※2 など、市内外を問わず、市民自らが避難先を確保するよう努めるものとする。

（略）

２．指定避難所

市民生活部は、風水害の発生及びその恐れがある際に、市民等が危険から逃れるために避難できるよう、指定避難所を指定する。

次ページに続く

３．要配慮者優先避難所

危機管理部は、指定避難所のうち、公民館やコミュニティーセンター等、多目的トイレや和室等が整えられている施設を、災害時に要配慮者（障がいのある人、高齢者、乳幼児その他の特に配慮を要する方）を優先して受け入れる施設として指定する。

３．要配慮者優先避難所

市民生活部は、指定避難所のうち、公民館やコミュニティーセンター等、多目的トイレや和室等が整えられている施設を、災害時に要配慮者（障がいのある人、高齢者、乳幼児その他の特に配慮を要する方）を優先して受け入れる施設として指定する。

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更
・県からの情報提供

項　目	担　当	関係機関
第１水害予防対策	土木部	江戸川河川事務所、利根川上流河川事務所
第２土砂災害防止対策	危機管理部	東葛飾土木事務所
第３風害防止対策	危機管理部、自然経済推進部	東京電力パワーグリッド株式会社、東日本電信電話株式会社
第４雪害防止対策	土木部、都市部、危機管理部、自然経済推進部	東京電力パワーグリッド株式会社、東日本電信電話株式会社

（略）

第２ 土砂災害防止対策

危機管理部は、土砂災害の防止対策として土砂災害区域等の県の指定に基づいて、ハザードマップ作成、警戒避難体制の整備等を実施する。
対策の内容は、震災編　第２章　第３節　第１「土砂災害の防止」を準用する。

第３ 風害防止対策

（略）

５．知識の啓発

現　　行

風水害編
第２章　災害予防計画
第４節　各種災害の予防対策

ページ
風-１８～２０

項　目	担　当	関係機関
第１水害予防対策	土木部	江戸川河川事務所、利根川上流河川事務所
第２土砂災害防止対策	市民生活部	東葛飾土木事務所
第３風害防止対策	市民生活部、自然経済推進部	東京電力パワーグリッド株式会社、東日本電信電話株式会社
第４雪害防止対策	土木部、都市部、市民生活部、自然経済推進部	東京電力パワーグリッド株式会社、東日本電信電話株式会社

（略）

第２ 土砂災害防止対策

市民生活部は、土砂災害の防止対策として土砂災害区域等の県の指定に基づいて、ハザードマップ作成、警戒避難体制の整備等を実施する。
対策の内容は、震災編　第２章　第３節　第１「土砂災害の防止」を準用する。

第３ 風害防止対策

（略）

５．知識の啓発

次ページに続く

危機管理部は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、気象庁や気象台が発表する警報や注意報、気象情報等の防災気象情報や、台風や竜から身を守るための知識の啓発を図る。

(1) 気象情報の確認

気象庁や気象台が発表する警報や注意報、気象情報等の防災気象情報については、平常時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けること。

なお、竜巻等の激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」がある。「予告的な気象情報」と「雷注意報」は各地の気象台から、「竜巻注意情報」は気象庁から発表される。

市民生活部は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、気象庁や気象台が発表する警報や注意報、気象情報等の防災気象情報や、台風や竜巻から身を守るための知識の啓発を図る。

(1) 気象情報の確認

気象庁や気象台が発表する警報や注意報、気象情報等の防災気象情報については、平常時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けること。

なお、竜巻等の激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、気象庁から発表される。

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更
・配置基準の表記を修正

配備体制		配備基準	配備人員	備考（水防計画）
災害対策本部設置前 警戒配備体制	第1配備	次の条件の１以上が該当し市長が必要と認めたとき (1)　大雨注意報が発表されたとき (2)　洪水注意報が発表されたとき (3)　利根川又は江戸川氾濫注意情報が発表されたとき	・危機管理課職員 ・統括指揮官（建設局長）が指定する必要な職員	水防注意体制
	第2配備	次の条件の１以上が該当し市長が必要と認めたとき (1)　大雨警報が発表されたとき (2)　洪水警報が発表されたとき (3)　暴風・暴風雪・大雪警報が発表されたとき (4)　土砂災害警戒情報が発表されたとき (5)　利根川又は江戸川氾濫警戒情報が発表されたとき	・危機管理課職員 ・統括指揮官（建設局長）が指定する必要な職員	水防警戒体制

（略）

２．動員・配備

（1）配備の決定

危機管理部長は、市長へ情報を伝達し、市長が配備を判断する。

現　　行

風水害編
第３章　災害応急対策計画
第１節　災害応急活動体制

ページ
風-２３
風-２４

配備体制		配備基準	配備人員	備考（水防計画）
災害対策本部設置前 警戒配備体制	第1配備	次の条件の１以上が該当し市長が必要と認めたとき (1)　大雨注意報が発表されたとき (2)　洪水注意報が発表されたとき (3)　利根川又は江戸川氾濫注意情報が発表されたとき	・防災安全課防災担当職員 ・統括指揮官（建設局長）が指定する必要な職員	水防注意体制
	第2配備	次の条件の１以上が該当し市長が必要と認めたとき (1)　大雨警報が発表されたとき (2)　洪水警報が発表されたとき (3)　暴風警報・暴風雪・大雪が発表されたとき (4)　土砂災害警戒情報が発表されたとき (5)　利根川又は江戸川氾濫警戒情報が発表されたとき	・防災安全課防災担当職員 ・統括指揮官（建設局長）が指定する必要な職員	水防警戒体制

（略）

２．動員・配備

（1）配備の決定

市民生活部長は、市長へ情報を伝達し、市長が配備を判断する。

次ページに続く

(2) 動員の方法

勤務時間内は、庁内放送及び電話連絡等により情報の伝達を行う。各部長は、この情報に基づき、必要な職員の動員・配備を行う。

勤務時間外は、危機管理部長から各部長に情報の伝達を行う。各部長は、この情報に基づき、必要な職員の動員・配備を行う。

(2) 動員の方法

勤務時間内は、庁内放送及び電話連絡等により情報の伝達を行う。各部長は、この情報に基づき、必要な職員の動員・配備を行う。

勤務時間外は、市民生活部から各部長に情報の伝達を行う。各部長は、この情報に基づき、必要な職員の動員・配備を行う。

修　正　案	現　行
修正理由 ・市の行政組織変更 ・本部会議の協議事項	風水害編 第３章　災害応急対策計画 第１節　災害応急活動体制 第３　災害対策本部の体制 ページ 風-２５

第３ 災害対策本部の体制

（略）

２．災害対策本部の運営

（1） 職務権限

本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長不在の場合は、副市長、教育長、理事、局長、危機管理部長の順により権限を委任する。

（2） 本部会議

災害に関する応急対策及び必要な事項を協議するため本部会議を置く。本部会議は、本部長、副本部長、本部員（災害対策本部　組織図の統括責任者）で構成し、必要に応じ本部事務局員及び連絡員を出席させることができる。

〈本部会議の協議事項〉

ア　災害対策本部の配備体制の変更に関すること
イ　避難情報の発令及び警戒区域の設定に関すること
ウ　災害救助法の適用に関すること
エ　自衛隊、千葉県、他市町村及び公共機関等への応援要請に関すること
オ　災害対策経費の処理に関すること
カ　その他災害対策の重要事項に関すること

第３ 災害対策本部の体制

（略）

２．災害対策本部の運営

（1） 職務権限

本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長不在の場合は、副市長、教育長、理事、局長、市民生活部長の順により権限を委任する。

（2） 本部会議

災害に関する応急対策及び必要な事項を協議するため本部会議を置く。本部会議は、本部長、副本部長、本部員（災害対策本部　組織図の統括責任者）で構成し、必要に応じ本部事務局員及び連絡員を出席させることができる。

〈本部会議の協議事項〉

ア　災害対策本部の配備体制の変更に関すること
イ　避難の勧告及び指示並びに警戒区域の設定に関すること
ウ　災害救助法の適用に関すること
エ　自衛隊、千葉県、他市町村及び公共機関等への応援要請に関すること
オ　災害対策経費の処理に関すること
カ　その他災害対策の重要事項に関すること

修　正　案

修正理由
- 市の行政組織変更
- 対策班の事務分掌内容の変更
- 主担当事務の表記を修正

現　　行

風水害編
第３章　災害応急対策計画
第１節　災害応急活動体制
災害対策本部　組織図

ページ
風-２７～３２

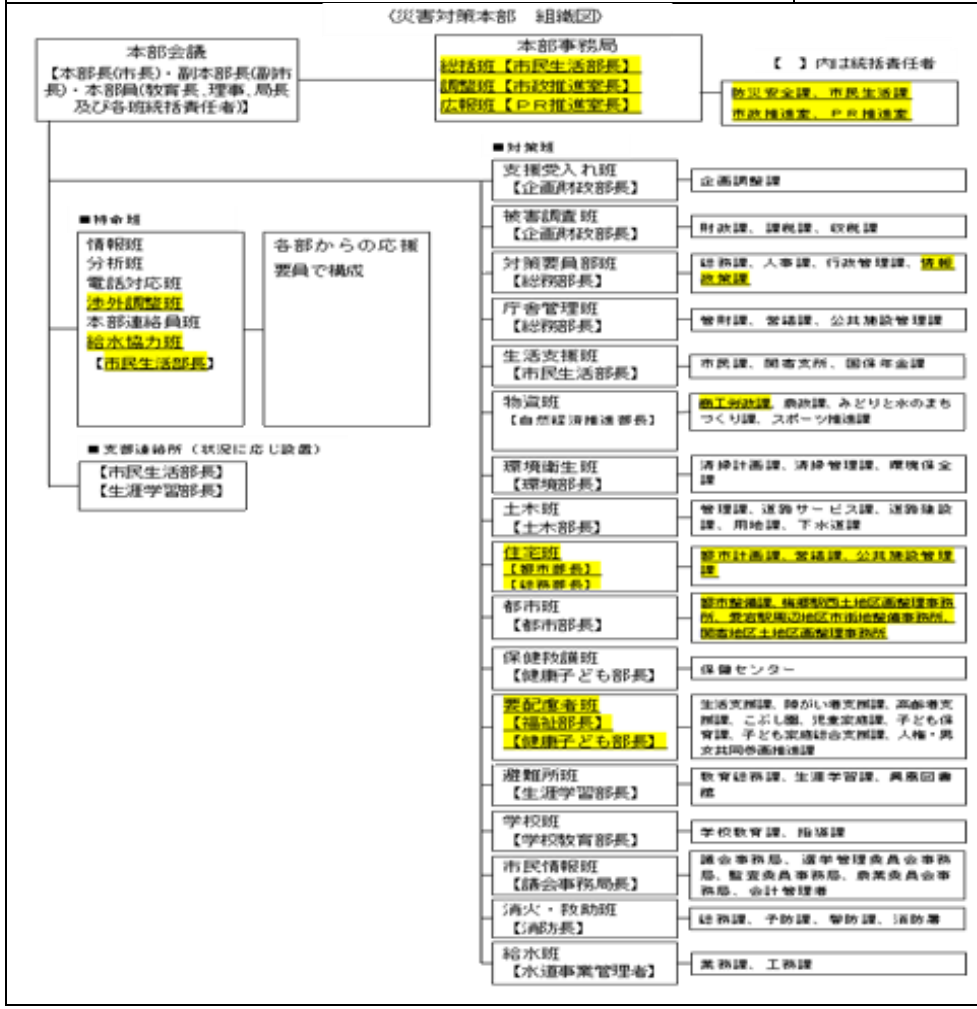

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更
・対策班の事務分掌内容の変更
・主担当事務の表記を修正

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
総括班	危機管理部長	危機管理課長	◎災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ◎本部会議に関すること。 ◎本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。 ◎気象予警報、災害情報等の収集伝達に関すること。 ◎避難情報の発令に関すること。 ◎国、県等への災害報告に関すること。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ◎帰宅困難者の把握及び支援に関すること。 ◎防災行政無線の運用に関すること。 ◎県、市町村、国、自衛隊、関係機関等への応援要請及び連絡調整に関すること。 ◎災害救助法の適用に関すること。
		市民生活課長	・本部会議に関すること。 ・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ◎電話対応班の業務に関すること。
		秘書室長	◎本部長、副本部長の秘書に関すること。 ◎災害視察及び見舞いのための接遇に関すること。
		市政推進室長	・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ◎本部会議の記録に関すること。
		交通政策室長	・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ・本部会議に関すること。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
広報班		広報広聴課長 ＰＲ推進室長	◎災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に関すること。 ◎報道機関との連絡調整及び記者発表に関すること。

現　　行

風水害編
第３章　災害応急対策計画
第１節　災害応急活動体制
災害対策本部　所掌事務

ページ
風-２８

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
総括班	市民生活部長	防災安全課長	◎災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ◎本部会議に関すること。 ◎本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。 ◎気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ◎高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令に関すること。 ◎国、県等への災害報告に関すること。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ◎帰宅困難者の把握及び支援に関すること。 ◎防災行政無線の運用に関すること。 ◎（新規） ◎（新規）
		市民生活課長	・本部会議に関すること。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
調整班	市政推進室長	指名による	・本部会議の記録に関すること。 ・本部長、副本部長の秘書に関すること。 ・災害視察及び見舞いのための接遇に関すること。 ・県、市町村、国、自衛隊、関係機関等への応援要請及び連絡調整に関すること。
広報班	ＰＲ推進室長	指名による	◎災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に関すること。 ◎報道機関との連絡調整及び記者発表に関すること。

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更
・対策班の事務分掌内容の変更
・主担当事務の表記を修正

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
情報班	危機管理部長	危機管理課長	◎災害情報の収集及び整理並びに分類に関すること。
分析班			◎災害情報の緊急度を分析し、対策要員部班への指示の割振りに関すること
電話対応班		市民生活課長	◎市民等からの電話問合せ及び連絡受付けに関すること（コールセンター）。 ◎電話等の設置及び運営に関すること。
（削除）		（削除）	（削除）
本部連絡員班			◎本部事務局と各班との連絡調整に関すること。
（削除）	（削除）		

現　　行

風水害編
第３章　災害応急対策計画
第１節　災害応急活動体制
災害対策本部　所掌事務

ページ
風-２８

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
情報班	市民生活部長	指名による	◎災害情報の収集及び整理並びに分類に関すること。
分析班		指名による	◎災害情報の緊急度を分析し、対策要員部班への指示の割振りに関すること
電話対応班		指名による	◎市民等からの電話問合せ及び連絡受付けに関すること（コールセンター）。 ◎電話等の設置及び運営に関すること。
渉外調整班		指名による	◎県、市町村、国、自衛隊、関係機関等への応援要請及び連絡調整に関すること。 ◎防災関係機関及び自治体等外部との連絡調整に関すること。 ◎各班との調整に関すること。
本部連絡員班		指名による	◎本部事務局と各班との連絡調整に関すること。
給水協力班		指名による	◎給水班の応援に関すること。

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更
・対策班の事務分掌内容の変更
・主担当事務の表記を修正

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
対策要員部班	総務部長	総務課長	◎職員の安否確認に関すること。 ◎職員の健康管理に関すること。 ◎対策要員への飲料水、食料等の供給に関すること。 ◎各班の不足人数を取りまとめ、総括班に報告する。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関すること。
		人事課長	（略）
		行政管理課長	（略）
		（削除）	（削除）

現　　行

風水害編
第３章　災害応急対策計画
第１節　災害応急活動体制
災害対策本部　所掌事務

ページ
風-２９

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
対策班	総務部長	総務課長	◎職員の安否確認に関すること。 ◎職員の健康管理に関すること。 ◎対策要員への飲料水、食料等の供給に関すること。 ◎各班の不足人数を取りまとめ、渉外調整班に報告する。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関すること。
		人事課長	（略）
		行政管理課長	（略）
		情報政策課長	・職員の安否確認に関すること。 ・職員の健康管理に関すること。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関すること。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関すること。 ◎庁内基幹システムの機能確保に関すること。

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更
・対策班の事務分掌内容の変更
・主担当事務の表記を修正

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
庁舎管理班	総務部長	情報政策課長	・庁舎及び施設の機能確保に関すること。 ・対策本部設置の設備・機材の確保に関すること。 ◎庁内基幹システムの機能確保に関すること。
		管財課長	（略）
		営繕課長	（略）
		公共施設管理課長	（略）
生活支援班	市民生活部長	市民課長	（略）
		関宿支所長	（略）
		国保年金課長	（略）
物資班	自然経済推進部長	商工観光課長	◎生活必需品の調達及び供給に関すること。 ・救援物資の受入れ及び供給に関すること。 ・食料及び飲料水の調達及び供給に関すること。
		農政課長	（略）
		みどりと水のまちづくり課長	（略）
		スポーツ推進課長	（略）

現　　行

風水害編
第３章　災害応急対策計画
第１節　災害応急活動体制
災害対策本部　所掌事務

ページ
風-３０

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
庁舎管理班	総務部長	（新規）	（新規）
		管財課長	（略）
		営繕課長	（略）
		公共施設管理課長	（略）
生活支援班	市民生活部長	市民課長	（略）
		関宿支所長	（略）
		国保年金課長	（略）
物資班	自然経済推進部長	商工労政課長	◎生活必需品の調達及び供給に関すること。 ・救援物資の受入れ及び供給に関すること。 ・食料及び飲料水の調達及び供給に関すること。
		農政課長	（略）
		みどりと水のまちづくり課長	（略）
		スポーツ推進課長	（略）

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更
・対策班の事務分掌内容の変更
・主担当事務の表記を修正

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
住宅班	都市部長 （削除）	都市計画課長	◎被災宅地の危険度判定に関すること ◎被災建築物の応急危険度判定に関すること。 ◎住宅の応急修理に関すること。 ◎住宅関係の障害物の除去に関すること。 （削除） （削除）
		（削除）	（削除）
		（削除）	（削除）
仮設住宅班	総務部長	営繕課長	◎仮設住宅の設置及び管理に関すること。 ◎仮設住宅の入居者選定に関すること。
		公共施設管理課長	・仮設住宅の設置及び管理に関すること。 ・仮設住宅の入居者選定に関すること。

現　　行

風水害編
第３章　災害応急対策計画
第１節　災害応急活動体制
災害対策本部　所掌事務

ページ
風-３１

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
住宅班	都市部長 総務部長	都市計画課長	◎被災宅地の危険度判定に関すること ◎被災建築物の応急危険度判定に関すること。 ・住宅の応急修理に関すること。 ・住宅関係の障害物の除去に関すること。 ・仮設住宅の設置及び管理に関すること。 ・住家被害認定調査に関すること。
		営繕課長	◎住宅の応急修理に関すること。 ◎住宅関係の障害物の除去に関すること。 ◎仮設住宅の設置及び管理に関すること。 ◎仮設住宅の入居者選定に関すること。 ・被災建築物の応急危険度判定に関すること。
		公共施設管理課長	・住宅の応急修理に関すること。 ・住宅関係の障害物の除去に関すること。 ・仮設住宅の設置及び管理に関すること。 ・仮設住宅の入居者選定に関すること。 ・被災建築物の応急危険度判定に関すること。
（新規）	（新規）	（新規）	（新規）

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更
・対策班の事務分掌内容の変更
・主担当事務の表記を修正

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
都市班	都市部長	都市整備課長	・土木班・住宅班の応援に関すること。
		（削除）	（削除）
		（削除）	（削除）
		関宿地区土地区画整理事務所長	・土木班・住宅班の応援に関すること。

現　行

風水害編
第３章　災害応急対策計画
第１節　災害応急活動体制
災害対策本部　所掌事務

ページ
風-３１

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
都市班	都市部長	都市整備課長	・土木班・住宅班の応援に関すること。
		梅郷駅西土地区画整理事務所長	・土木班・住宅班の応援に関すること
		愛宕駅周辺地区市街地整備事務所長	・土木班・住宅班の応援に関すること。
		関宿地区土地区画整理事務所長	・土木班・住宅班の応援に関すること。

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更
・対策班の事務分掌内容の変更
・主担当事務の表記を修正

班　名	統括責任者	責任者	事務分掌
要配慮者班	福祉部長 （削除）	生活支援課長	・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・避難行動要支援者支援に関すること。 ◎福祉関係団体及び社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 （削除） ◎災害義援金及び見舞金の交付に関すること。 ◎災害ボランティアセンターに関すること。
		障がい者支援課長	（略）
		高齢者支援課長	（略）
		介護支援課長	◎避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。
		地域包括支援課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ◎福祉避難所の開設・運営に関すること。
		こぶし園長	（略）
		人権・男女共同参画推進課長	（略）
		児童家庭課長	（略）
		子ども保育課長	（略）
		子ども家庭総合支援課長	（略）

現　　行

風水害編
第３章　災害応急対策計画
第１節　災害応急活動体制
災害対策本部　所掌事務

ページ
風-３２

班　名	統括責任者	責任者	事務分掌
要配慮者班	福祉部長 健康子ども部長	生活支援課長	・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・避難行動要支援者支援に関すること。 ◎福祉関係団体及び社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 ◎災害救助法の適用に関すること。 ◎災害義援金及び見舞金の交付に関すること。 ◎災害ボランティアセンターに関すること。
		障がい者支援課長	（略）
		高齢者支援課長	（略）
		（新規）	（新規）
		（新規）	（新規）
		こぶし園長	（略）
		人権・男女共同参画推進課長	（略）
		児童家庭課長	（略）
		子ども保育課長	（略）
		子ども家庭総合支援課長	（略）

修　正　案	現　行
修正理由 県からの情報提供	風水害編 第３章　災害応急対策計画 第２節　情報の収集・伝達 第２　気象に関する情報の収集 ページ 風-３５ 風-３６

第２　気象に関する情報の収集

１．気象情報等の収集

(1) 気象情報

総括班は、千葉県防災行政無線等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する気象情報等を速やかに収集する。

なお、通信回線の障害・不通時は、テレビ・ラジオから情報を入手する。

（略）

(3) 火災気象通報

（略）

〈火災気象通報の基準〉

ア　実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき
イ　平均風速13m/s以上の風が吹く見込みのとき
銚子地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。
基準値は気象官署の値（ただし、銚子地方気象台は15メートル以上）

２．洪水予報・水防警報

関東地方整備局及び気象庁大気海洋部は、河川の水位を示した洪水予報を発表する。関東地方整備局は、利根川上流河川事務所及び江戸川河川事務所を通じて、市に伝達する。

第２　気象に関する情報の収集

１．気象情報等の収集

(1) 気象情報

総括班は、千葉県防災情報システム等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する気象情報等を速やかに収集する。

なお、通信回線の障害・不通時は、テレビ・ラジオから情報を入手する。

（略）

(3) 火災気象通報

（略）

〈火災気象通報の基準〉

ア　実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき
イ　平均風速13m/s以上の風が吹く見込みのとき
ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わない事がある。
基準値は気象官署の値（ただし、銚子地方気象台は15メートル以上）

２．洪水予報・水防警報

国（関東地方整備局）及び気象台（気象庁予報部）は、河川の水位を示した洪水予報を発表する。国（関東地方整備局）は、利根川上流河川事務所及び江戸川河川事務所を通じて、市に伝達する。

修　正　案

修正理由
各対策班担当の修正

項　目	担　当	関係機関
第１　自衛隊の災害派遣	総括班、対策要員部班	
第２　県・市町村等への要請	総括班、対策要員部班	
第３　消防の広域応援要請	総括班、消火・救助班	
第４　上水道・下水道事業体の相互応援	給水班、土木班	
第５　応援の受入れ体制	対策要員部班	
第６　広域避難の受入れ	総括班	

現　行

風水害編
第３章　災害応急対策計画
第４節　災害派遣・応援要請

ページ
風-３９

項　目	担　当	関係機関
第１　自衛隊の災害派遣	渉外調整班、対策要員部班	
第２　県・市町村等への要請	渉外調整班、対策要員部班	
第３　消防の広域応援要請	渉外調整班、消火・救助班	
第４　上水道・下水道事業体の相互応援	給水班、土木班	
第５　応援の受入れ体制	対策要員部班	
第６　広域避難の受入れ	総括班	

修　正　案	現　行
修正理由 市の行政組織変更	風水害編 第３章　災害応急対策計画 第５節　消防・救助救急・危険物等対策 第４　水防活動 ページ 風-４１

第４ 水防活動

大雨、洪水等による浸水被害等の警戒・防御及びその被害の軽減等のための水防活動の実施については、野田市水防計画により行う。

水防本部設置前において、気象状況その他により土木部長は、危機管理部長との協議により必要と認めるときは、水防本部設置前の配備体制により行う。なお、事態の推移により全庁的な対応が必要となった場合には、本部長（市長）の決定に基づき、災害対策本部を設置し、水防本部は災害対策本部に統合されることとなる。

第４ 水防活動

大雨、洪水等による浸水被害等の警戒・防御及びその被害の軽減等のための水防活動の実施については、野田市水防計画により行う。

水防本部設置前において、気象状況その他により土木部長は、市民生活部長との協議により必要と認めるときは、水防本部設置前の配備体制により行う。なお、事態の推移により全庁的な対応が必要となった場合には、本部長（市長）の決定に基づき、災害対策本部を設置し、水防本部は災害対策本部に統合されることとなる。

修　正　案

修正理由

市の行政組織変更

項　目	担　当	関係機関
第１　避難指示等	総括班	野田警察署
第２　支部連絡所の開設及び役割	避難所班、総括班	
第３　指定避難所等の開設及び運営	避難所班、物資班、要配慮者班	
第４　広域一時滞在の要請	総括班	
第５　感染症対策	危機管理部、健康子ども部	野田保健所（野田健康福祉センター）

現　行

風水害編
第３章　災害応急対策計画
第７節　避難対策

ページ
風-４５

項　目	担　当	関係機関
第１　避難指示等	総括班	野田警察署
第２　支部連絡所の開設及び役割	避難所班、総括班	
第３　指定避難所の開設及び運営	避難所班、物資班、要配慮者班	
第４　広域一時滞在の要請	総括班	
第６　感染症対策	市民生活部、健康子ども部	野田保健所（野田健康福祉センター）

修　正　案	現　行	
修正理由 県の計画に整合	風水害編 第３章　災害応急対策計画 第７節　避難対策 第３　指定避難所の開設及び運営	ページ 風-４９

第３　指定避難所等の開設及び運営

（略）

４．在宅避難者等の支援

対策の内容は、震災編　第３章　第７節　第３　４「在宅避難者等の支援」を準用する。

５．車中泊避難者への支援

対策の内容は、震災編　第３章　第７節　第３　５「車中泊避難者への支援」を準用する。

第３　指定避難所の開設及び運営

（略）

（新規）

修　正　案

修正理由
各対策班担当の修正

項　目	担　当	関係機関
第１　飲料水の供給	給水班、被害調査班	
第２　食料の供給	物資班、避難所班、市民情報班、総括班	
第３　生活必需品の供給	物資班	
第４　物資の受入れ・管理	物資班、総括班	

現　行

風水害編
第３章　災害応急対策計画
第８節　生活救援

ページ
風-５０

項　目	担　当	関係機関
第１　飲料水の供給	給水班、被害調査班	
第２　食料の供給	物資班、避難所班、市民情報班、渉外調整班	
第３　生活必需品の供給	物資班	
第４　物資の受入れ・管理	物資班、渉外調整班	

修　正　案	現　行
修正理由 ・各対策班担当の修正 ・県の計画に整合	風水害編 第３章　災害応急対策計画 第１８節　建物対策 ページ 風-６１

項　目	担　当	関係機関
第１　被災宅地の危険度判定	住宅班	
第２　住家の被災調査・罹災証明の発行	被害調査班、住宅班、消火・救助班	
第３　住宅の応急修理	住宅班	
第４　応急仮設住宅の設置	仮設住宅班	

第１ 被災宅地の危険度判定

住宅班は、被災した宅地の二次災害を防止し、市民等の安全を図るために被災宅地や土砂災害警戒区域等の危険度判定を行う。
対策の内容は、震災編　第３章　第 18 節　第２「被災宅地の危険度判定」を準用する。

（略）

第４ 応急仮設住宅の設置

県及び仮設住宅班は、災害により住家を失った被災者に対し、応急仮設住宅を供給する。
対策の内容は、震災編　第３章　第 18 節　第５「応急仮設住宅の供給」を準用する。

項　目	担　当	関係機関
第１　被災宅地の危険度判定	住宅班	
第２　住家の被災調査・罹災証明の発行	被害調査班、住宅班、消火・救助班	
第３　住宅の応急修理	住宅班	
第４　応急仮設住宅の設置	住宅班	

第１ 被災宅地の危険度判定

住宅班は、被災した宅地の二次災害を防止し、市民等の安全を図るために被災宅地や土砂災害危険箇所等の危険度判定を行う。
対策の内容は、震災編　第３章　第 18 節　第２「被災宅地の危険度判定」を準用する。

（略）

第４ 応急仮設住宅の設置

県及び住宅班は、災害により住家を失った被災者に対し、応急仮設住宅を供給する。
対策の内容は、震災編　第３章　第 18 節　第５「応急仮設住宅の供給」を準用する。

大規模事故編

修　正　案	現　行
修正理由 市の行政組織変更	大規模事故編 第１章　総則 第２節　大規模事故への体制 第１　配備体制 ページ 大-２

第１　配備体制

（略）

配備体制	配備基準	配備人員
災害対策本部設置前 （警戒配備体制）	○市域及びその周辺で大規模事故が発生し、市所管部以外の対策が必要と市長が認めたとき ○その他状況により市長が必要と認めたとき	所管部の職員及び危機管理課職員
災害対策本部設置後 （非常配備体制）	震災編を準用する	震災編を準用する

２．情報収集・報告

危機管理課及び消防本部は、災害の発生状況、人的被害状況等を収集し、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

県に報告できない場合又は次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、「火災・災害等即報要領」に基づき、原則、電子メールにより消防庁へも報告する（覚知後 30 分以内）。

第１　配備体制

（略）

配備体制	配備基準	配備人員
災害対策本部設置前 （警戒配備体制）	○市域及びその周辺で大規模事故が発生し、市所管部以外の対策が必要と市長が認めたとき ○その他状況により市長が必要と認めたとき	所管部の職員及び防災安全課職員
災害対策本部設置後 （非常配備体制）	震災編を準用する	震災編を準用する

２．情報収集・報告

防災安全課及び消防本部は、災害の発生状況、人的被害状況等を収集し、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

県に報告できない場合又は次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、「火災・災害等即報要領」に基づき、原則、電子メール等により消防庁へも報告する（覚知後 30 分以内）。

修　正　案	現　行	
修正理由 市の行政組織変更更に伴う修正	大規模事故編 第２章　大規模事故対策計画 第１節　放射性物質事故対策計画 第２　予防計画	ページ 大-６ 大-７

第２　予防計画

（略）

２．情報の収集・連絡体制整備

県及び危機管理部は、国、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図るものとする。

３．応急活動体制の整備

危機管理部は、職員の非常参集体制、防災関係機関との連携体制、広域応援体制を整備するものとする。

また、危機管理部、消防本部、野田警察署及び核燃料物質使用事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスク等の防護資機材、放射線測定器等の整備に努めるものとする。

（略）

５．退避誘導体制の整備

危機管理部は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制の整備に努めることとする。

（略）

第２　予防計画

（略）

２．情報の収集・連絡体制整備

県及び市民生活部は、国、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図るものとする。

３．応急活動体制の整備

市民生活部は、職員の非常参集体制、防災関係機関との連携体制、広域応援体制を整備するものとする。

また、市民生活部、消防本部、野田警察署及び核燃料物質使用事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスク等の防護資機材、放射線測定器等の整備に努めるものとする。

（略）

５．退避誘導体制の整備

市民生活部は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制の整備に努めることとする。

（略）

次ページに続く

６．放射性物質に関する教育・訓練

県、環境部及び危機管理部は、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施し、市民に対しても放射性物質事故に関する知識の普及を図るものとする。

また、県と連携をし放射性物質事故を想定した訓練の実施を図る。

６．放射性物質に関する教育・訓練

県、環境部及び市民生活部は、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施し、市民に対しても放射性物質事故に関する知識の普及を図るものとする。

また、県と連携をし放射性物質事故を想定した訓練の実施を図る。

修　正　案	現　行
修正理由 市の行政組織変更	大規模事故編 第２章　大規模事故対策計画 第２節　大規模断水対策計画 第２　予防計画 ページ 大-１２

（略）

第２　予防計画

水道部は、断水が発生した場合の応急給水の実施について、マニュアルを作成し、給水車や給水資機材の確保については、関係機関等と協力体制を構築する。

危機管理部は、断水時における応急給水を補完するため、民間の井戸による災害時協力井戸等の登録を推進する。

（略）

第２　予防計画

水道部は、断水が発生した場合の応急給水の実施について、マニュアルを作成し、給水車や給水資機材の確保については、関係機関等と協力体制を構築する。

市民生活部は、断水時における応急給水を補完するため、民間の井戸による災害時協力井戸等の登録を推進する。

修　　正　　案	現　　行	
修正理由 市の行政組織変更	大規模事故編 第２章　大規模事故対策計画 第６節　航空機災害対策計画 第２　　予防計画	ページ 大-２１

（略）

第２　予防計画

危機管理部は、関係機関とともに、情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

また、各部は災害発生時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

（略）

第２　予防計画

市民生活部は、関係機関とともに、情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

また、各部は災害発生時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

修　　正　　案	現　　行	
修正理由 市の行政組織変更	大規模事故編 第２章　大規模事故対策計画 第７節　鉄道災害対策計画 第２　　予防計画	ページ 大-２３

第２　予防計画

（略）

２．　行政等による予防対策

危機管理部及び東武鉄道株式会社は、情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

また、国、市、道路管理者及び東武鉄道株式会社は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

第２　予防計画

（略）

２．　行政等による予防対策

市民生活部及び東武鉄道株式会社は、情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

また、国、市、道路管理者及び東武鉄道株式会社は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

資料編

修　正　案

修正理由

市の行政組織変更

現　　行

資料編

1　防災会議・災害対策本部

資料１－６　野田市災害対策本部組織図

ページ

資-８

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更
・対策班の事務分掌内容の変更
・主担当事務の表記を修正

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
総括班	危機管理部長	危機管理課長	◎災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ◎本部会議に関すること。 ◎本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。 ◎気象予警報、災害情報等の収集伝達に関すること。 ◎避難情報の発令に関すること。 ◎国、県等への災害報告に関すること。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ◎帰宅困難者の把握及び支援に関すること。 ◎防災行政無線の運用に関すること。 ◎県、市町村、国、自衛隊、関係機関等への応援要請及び連絡調整に関すること。 ◎災害救助法の適用に関すること。
		市民生活課長	・本部会議に関すること。 ・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ◎電話対応班の業務に関すること。
		秘書室長	◎本部長、副本部長の秘書に関すること。 ◎災害視察及び見舞いのための接遇に関すること。
		市政推進室長	・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ◎本部会議の記録に関すること。
		交通政策室長	・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ・本部会議に関すること。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
広報班		広報広聴課長 ＰＲ推進室長	◎災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に関すること。 ◎報道機関との連絡調整及び記者発表に関すること。

現　　行

資料編
１　防災会議・災害対策本部
資料１－７　野田市災害対策本部事務分掌

ページ
資-９～１３

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
総括班	市民生活部長	防災安全課長	◎災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ◎本部会議に関すること。 ◎本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。 ◎気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ◎高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令に関すること。 ◎国、県等への災害報告に関すること。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ◎帰宅困難者の把握及び支援に関すること。 ◎防災行政無線の運用に関すること。 ◎　（新規） ◎　（新規）
		市民生活課長	・本部会議に関すること。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
調整班	市政推進室長	指名による	・本部会議の記録に関すること。 ・本部長、副本部長の秘書に関すること。 ・災害視察及び見舞いのための接遇に関すること。 ・県、市町村、国、自衛隊、関係機関等への応援要請及び連絡調整に関すること。
広報班	ＰＲ推進室長	指名による	◎災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に関すること。 ◎報道機関との連絡調整及び記者発表に関すること。

次ページに続く

次ページに続く

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更
・対策班の事務分掌内容の変更
・主担当事務の表記を修正

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
情報班	危機管理部長	危機管理課長	◎災害情報の収集及び整理並びに分類に関すること。
分析班			◎災害情報の緊急度を分析し、対策要員部班への指示の割振りに関すること
電話対応班		市民生活課長	◎市民等からの電話問合せ及び連絡受付けに関すること（コールセンター）。 ◎電話等の設置及び運営に関すること。
（削除）		（削除）	（削除）
本部連絡員班			◎本部事務局と各班との連絡調整に関すること。
（削除）	（削除）		

現　　行

資料編
1　防災会議・災害対策本部
資料１－７　野田市災害対策本部事務分掌

ページ
資-９～１３

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
情報班	市民生活部長	指名による	◎災害情報の収集及び整理並びに分類に関すること。
分析班		指名による	◎災害情報の緊急度を分析し、対策要員部班への指示の割振りに関すること
電話対応班		指名による	◎市民等からの電話問合せ及び連絡受付けに関すること（コールセンター）。 ◎電話等の設置及び運営に関すること。
渉外調整班		指名による	◎県、市町村、国、自衛隊、関係機関等への応援要請及び連絡調整に関すること。 ◎防災関係機関及び自治体等外部との連絡調整に関すること。 ◎各班との調整に関すること。
本部連絡員班		指名による	◎本部事務局と各班との連絡調整に関すること。
給水協力班		指名による	◎給水班の応援に関すること。

次ページに続く

次ページに続く

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更
・対策班の事務分掌内容の変更
・主担当事務の表記を修正

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
対策要員部班	総務部長	総務課長	◎職員の安否確認に関すること。 ◎職員の健康管理に関すること。 ◎対策要員への飲料水、食料等の供給に関すること。 ◎各班の不足人数を取りまとめ、総括班に報告する。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関すること
		人事課長	（略）
		行政管理課長	（略）
	（削除）	（削除）	（削除）

現　　行

資料編
1　防災会議・災害対策本部
資料１－７　野田市災害対策本部事務分掌

ページ
資-９～１３

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
対策班	総務部長	総務課長	◎職員の安否確認に関すること。 ◎職員の健康管理に関すること。 ◎対策要員への飲料水、食料等の供給に関すること。 ◎各班の不足人数を取りまとめ、渉外調整班に報告する。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関すること。
		人事課長	（略）
		行政管理課長	（略）
		情報政策課長	・職員の安否確認に関すること。 ・職員の健康管理に関すること。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関すること。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関すること。 ◎庁内基幹システムの機能確保に関すること。

次ページに続く

次ページに続く

次ページに続く

修　正　案	現　行	
修正理由 ・市の行政組織変更 ・対策班の事務分掌内容の変更 ・主担当事務の表記を修正	資料編 １　防災会議・災害対策本部 資料１－７　野田市災害対策本部事務分掌	ページ 資-９～１３

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
庁舎管理班	総務部長	情報政策課長	・庁舎及び施設の機能確保に関すること。 ・対策本部設置の設備・機材の確保に関すること。 ◎庁内基幹システムの機能確保に関すること。
		管財課長	（略）
		営繕課長	（略）
		公共施設管理課長	（略）
生活支援班	市民生活部長	市民課長	（略）
		関宿支所長	（略）
		国保年金課長	（略）
物資班	自然経済推進部長	商工観光課長	◎生活必需品の調達及び供給に関すること。 ・救援物資の受入れ及び供給に関すること。 ・食料及び飲料水の調達及び供給に関すること。
		農政課長	（略）
		みどりと水のまちづくり課長	（略）
		スポーツ推進課長	（略）

修　正　案

次ページに続く

修正理由

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
庁舎管理班	総務部長	（新規）	（新規）
		管財課長	（略）
		営繕課長	（略）
		公共施設管理課長	（略）
生活支援班	市民生活部長	市民課長	（略）
		関宿支所長	（略）
		国保年金課長	（略）
物資班	自然経済推進部長	商工労政課長	◎生活必需品の調達及び供給に関すること。 ・救援物資の受入れ及び供給に関すること。 ・食料及び飲料水の調達及び供給に関すること。
		農政課長	（略）
		みどりと水のまちづくり課長	（略）
		スポーツ推進課長	（略）

現　　行

次ページに続く

資料編　　ページ

・市の行政組織変更
・対策班の事務分掌内容の変更
・主担当事務の表記を修正

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
住宅班	都市部長	都市計画課長	◎被災宅地の危険度判定に関すること ◎被災建築物の応急危険度判定に関すること。 ◎住宅関係の障害物の除去に関すること。 ◎住宅の応急修理に関すること。
仮設住宅班	総務部長	営繕課長	◎仮設住宅の設置及び管理に関すること。 ◎仮設住宅の入居者選定に関すること。
		公共施設管理課長	・仮設住宅の設置及び管理に関すること。 ・仮設住宅の入居者選定に関すること。

次ページに続く

1　防災会議・災害対策本部
資料１－７　野田市災害対策本部事務分掌

資-９～１３

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
住宅班	都市部長 総務部長	都市計画課長	◎被災宅地の危険度判定に関すること ◎被災建築物の応急危険度判定に関すること。 ・住宅の応急修理に関すること。 ・住宅関係の障害物の除去に関すること。 ・仮設住宅の設置及び管理に関すること。 ・住家被害認定調査に関すること。
		営繕課長	◎住宅の応急修理に関すること。 ◎住宅関係の障害物の除去に関すること。 ◎仮設住宅の設置及び管理に関すること。 ◎仮設住宅の入居者選定に関すること。 ・被災建築物の応急危険度判定に関すること。
		公共施設管理課長	・住宅の応急修理に関すること。 ・住宅関係の障害物の除去に関すること。 ・仮設住宅の設置及び管理に関すること。 ・仮設住宅の入居者選定に関すること。 ・被災建築物の応急危険度判定に関すること。
（新規）	（新規）	（新規）	（新規）

次ページに続く

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更
・対策班の事務分掌内容の変更
・主担当事務の表記を修正

班　名	統括責任者	責任者	事務分掌
要配慮者班	福祉部長	生活支援課長	（略）
		障がい者支援課長	（略）
		高齢者支援課長	◎避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。
		介護支援課長	◎避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。
		地域包括支援課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ◎福祉避難所の開設・運営に関すること。
		こぶし園長	（略）
		人権・男女共同参画推進課長	（略）
		児童家庭課長	（略）
		子ども保育課長	（略）
		子ども家庭総合支援課長	（略）

次ページに続く

現　　行

資料編
1　防災会議・災害対策本部
資料１－７　野田市災害対策本部事務分掌

ページ
資-９～１３

班　名	統括責任者	責任者	事務分掌
要配慮者班	福祉部長 健康子ども部長	生活支援課長	（略）
		障がい者支援課長	（略）
		高齢者支援課長	◎避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。
		（新規）	（新規）
		（新規）	（新規）
		こぶし園長	（略）
		人権・男女共同参画推進課長	（略）
		児童家庭課長	（略）
		子ども保育課長	（略）
		子ども家庭総合支援課長	（略）

次ページに続く

修　　正　　案
修正理由 最新の組織一覧に修正

現　　行	
資料編 ２　自主防災 資料２－２　野田市自主防災組織一覧	ページ 資-１９～２３

次ページに続く

次ページに続く

○野田市自主防災組織一覧

地区		組　織　名	結成年月日
関宿南部	48	鴻ノ巣防災会	平成26年３月９日
	49	小作自主防災会	平成12年２月18日
	50	小林住宅団地防災会	平成17年４月６日
	51	志部前堀自主防災会	平成９年３月16日
	52	〆切自治会防災会	平成26年６月11日
	53	下根自主防災会	平成８年３月１日
	54	砂南区自主防災会	平成11年３月１日
	55	高倉自治会防災会	平成26年４月１日
	56	出洲自治会防災会	平成26年６月11日
	57	羽貫１自主防災会	令和７年２月21日
	58	羽貫２自主防災会	平成19年４月３日
	59	羽貫３自治会防災会	平成24年７月１日
	60	ひまわり自治会防災会	平成23年５月１日
	61	前村自治会防災会	平成26年４月１日
	62	松ノ木自主防災会	平成13年11月14日
	63	緑ヶ丘自主防災会	平成19年10月９日
	64	向の内自治会安心防災会	平成20年11月13日
	65	武者土自治会防災会	平成26年６月16日
	66	山の内自治会自主防災会	平成17年８月１日
川間	67～82	（略）	（略）

○野田市自主防災組織一覧

地区		組　織　名	結成年月日
関宿南部	48	鴻ノ巣防災会	平成26年３月９日
	49	小作自主防災会	平成12年２月18日
	50	小林住宅団地防災会	平成17年４月６日
	51	志部前堀自主防災会	平成９年３月16日
	52	〆切自治会防災会	平成26年６月11日
	53	下根自主防災会	平成８年３月１日
	54	砂南区自主防災会	平成11年３月１日
	55	高倉自治会防災会	平成26年４月１日
	56	出洲自治会防災会	平成26年６月11日
	57	羽貫２自主防災会	平成19年４月３日
	58	羽貫３自治会防災会	平成24年７月１日
	59	ひまわり自治会防災会	平成23年５月１日
	60	前村自治会防災会	平成26年４月１日
	61	松ノ木自主防災会	平成13年11月14日
	62	緑ヶ丘自主防災会	平成19年10月９日
	63	向の内自治会安心防災会	平成20年11月13日
	64	武者土自治会防災会	平成26年６月16日
	65	山の内自治会自主防災会	平成17年８月１日
川間	66～81	（略）	（略）

修　正　案	現　行	
修正理由	資料編	ページ

最新の組織一覧に修正

地区		組　織　名	結成年月日
北部	83	岩名１区自治会自主防災会	平成 19 年 12 月 13 日
	84	岩名二区自治会自主防災会	平成 19 年 12 月 13 日
	85	岩名３区自治会自主防災会	平成 19 年 12 月 13 日
	86	岩名４区自治会自主防災会	平成 20 年４月８日
	87	岩名第五区自治会自主防災委員会	平成 18 年９月 21 日
	88	岩名一丁目中央自治会防災会	平成 22 年７月２日
	89	岩名一丁目町内会自主防災会	平成 10 年６月 23 日
	90	岩名二丁目町内会防災会	平成 18 年１月 26 日
	91	春日町第一自治会自主防災会	平成 21 年６月 17 日
	92	春日町第二自治会自主防災会	平成 21 年６月 19 日
	93	春日町第三自治会自主防災会	平成 18 年７月７日
	94	野田・川間ガーデンハウス自主防災会	令和７年４月１日
	95	川間住宅自治会自主防災会	平成８年５月 22 日
	96	光葉町自治会防災会	平成 24 年７月１日
	97	五木自治会防災会	平成８年３月 19 日
	98	七光住宅自治会自主防災会	平成８年５月 22 日

修　　正　　案

２　自主防災
資料２－２　野田市自主防災組織一覧　　資-１９～２３

地区		組　織　名	結成年月日
北部	83	岩名１区自治会自主防災会	平成 19 年 12 月 13 日
	84	岩名二区自治会自主防災会	平成 19 年 12 月 13 日
	85	岩名３区自治会自主防災会	平成 19 年 12 月 13 日
	86	岩名４区自治会自主防災会	平成 20 年４月８日
	87	岩名第五区自治会自主防災委員会	平成 18 年９月 21 日
	88	岩名一丁目中央自治会防災会	平成 22 年７月２日
	89	岩名一丁目町内会自主防災会	平成 10 年６月 23 日
	90	岩名二丁目町内会防災会	平成 18 年１月 26 日
	91	春日町第一自治会自主防災会	平成 21 年６月 17 日
	92	春日町第二自治会自主防災会	平成 21 年６月 19 日
	93	春日町第三自治会自主防災会	平成 18 年７月７日
	94	川間住宅自治会自主防災会	平成８年５月 22 日
	95	光葉町自治会防災会	平成 24 年７月１日
	96	五木自治会防災会	平成８年３月 19 日
	97	七光住宅自治会自主防災会	平成８年５月 22 日

現　　行

修正理由

最新の組織一覧に修正

地区		組　織　名	結成年月日
東部	156	鶴奉第一自治会防災会	平成27年４月１日
	157	鶴奉第２自治会自主防災会	平成12年12月20日
	158	ドリームマークス自主防災組織	平成26年12月１日
	159	中根第１自治会防災会	平成22年７月１日
	160	中根第２自治会自主防災会	平成18年４月21日
	161	中根第３自治会自主防災会	平成17年９月14日
	162	中根第４自治会自主防災会	平成20年７月10日
	163	中根第６自治会自主防災会	平成18年４月28日
	164	中根第７自治会自主防災会	平成19年６月１日
	165	中根第９自治会自主防災会	平成21年７月６日
	166	中根第１３自治会自主防災会	平成20年７月８日
	167	中根第１４自治会自主防災会	平成20年４月１日
	168	中根ロータリーパレス野田自主防災会	平成20年７月15日
	169	宮崎第一自治会防災会	令和５年７月21日
	170	宮崎第３防災会	平成８年２月19日
	171	宮崎第四自治会自主防災会	令和７年６月１日
	172	宮崎第５自治会自主防災組織	平成28年９月１日
	173	目吹４区自治会防災会	平成10年３月31日
	174	柳沢第１自治会自主防災会	平成10年９月８日
	175	柳沢第２自治会自主防災会	平成９年５月６日
	176	柳沢第５自治会防災会	平成30年４月15日
	177	柳沢第３・第８自主防災会	平成10年９月９日
	178	横内自治会防災会	平成 29 年４月１日

次ページに続く

資料編
２　自主防災
資料２－２　野田市自主防災組織一覧

ページ
資-１９～２３

地区		組　織　名	結成年月日
東部	156	鶴奉第一自治会防災会	
	157	鶴奉第２自治会自主防災会	平成27年４月１日
	158	ドリームマークス自主防災組織	平成12年12月20日
	159	中根第１自治会防災会	平成26年12月１日
	160	中根第２自治会自主防災会	平成22年７月１日
	161	中根第３自治会自主防災会	平成18年４月21日
	162	中根第４自治会自主防災会	平成17年９月14日
	163	中根第６自治会自主防災会	平成20年７月10日
	164	中根第７自治会自主防災会	平成18年４月28日
	165	中根第９自治会自主防災会	平成19年６月１日
	166	中根第１３自治会自主防災会	平成21年７月６日
	167	中根第１４自治会自主防災会	平成20年７月８日
	168	中根ロータリーパレス野田自主防災会	平成20年４月１日
	169	宮崎第一自治会防災会	平成20年７月15日
	170	宮崎第３防災会	令和５年７月21日
	171	宮崎第５自治会自主防災組織	平成８年２月19日
	172	目吹４区自治会防災会	平成28年９月１日
	173	柳沢第１自治会自主防災会	平成10年３月31日
	174	柳沢第２自治会自主防災会	平成10年９月８日
	175	柳沢第５自治会防災会	平成９年５月６日
	176	柳沢第３・第８自主防災会	平成30年４月15日
	177	横内自治会防災会	平成10年９月９日
			平成 29 年４月１日

次ページに続く

修　正　案

修正理由

最新の組織一覧に修正

地区		組　織　名	結成年月日
南部	179	今上上下谷自治会防災会	平成25年７月６日
	180	今上中組自治会自主防災会	令和元年12月９日
	181	今上下組自治会防災会	令和７年３月９日
	182	梅ヶ丘自治会自主防災会	平成18年６月５日
	183	運河台自治会自主防災会	平成18年２月22日
		（略）	（略）

次ページに続く

現　行

資料編
２　自主防災
資料２－２　野田市自主防災組織一覧

ページ
資-１９～２３

地区		組　織　名	結成年月日
南部	178	今上上下谷自治会防災会	平成 25 年７月６日
	179	今上中組自治会自主防災会	令和元年 12 月９日
	180	梅ヶ丘自治会自主防災会	平成 18 年６月５日
	181	運河台自治会自主防災会	平成 18 年２月 22 日
	182	永大団地自主防災会	平成 24 年５月 14 日
		（略）	（略）

次ページに続く

修　正　案

修正理由

最新の組織一覧に修正

地区		組　織　名	結成年月日
福田	216	下町自主防災会	平成９年４月28日
	217	白鷺梅郷住宅自治会防災組合	平成９年９月18日
	218	野田梅郷自治会防災会	平成８年７月24日
	219	灰毛自治会防災会	平成８年３月19日
	220	上三ヶ尾自治会防災会	令和７年４月１日
	221	二ツ塚自治会防災会	令和元年10月17日
	222	保木間自治会防災会	平成29年２月１日
	223	本郷第１自治会自主防災会	平成22年５月18日
	224	本郷第２自治会自主防災会	平成22年５月18日
	225	三ツ堀防災会	平成13年２月28日
	226	わかくさ台防災会	平成23年９月２日
合計		226組織	

現　　行

資料編
２　自主防災
資料２－２　野田市自主防災組織一覧

ページ
資-１９～２３

地区		組　織　名	結成年月日
福田	213	下町自主防災会	平成９年４月28日
	214	白鷺梅郷住宅自治会防災組合	平成９年９月18日
	215	野田梅郷自治会防災会	平成８年７月24日
	216	灰毛自治会防災会	平成８年３月19日
	217	二ツ塚自治会防災会	令和元年10月17日
	218	保木間自治会防災会	平成29年２月１日
	219	本郷第１自治会自主防災会	平成22年５月18日
	220	本郷第２自治会自主防災会	平成22年５月18日
	221	三ツ堀防災会	平成13年２月28日
	222	わかくさ台防災会	平成23年９月２日
合計		222組織	

修　正　案

修正理由

最新の設置場所一覧に修正

○野田市防災行政無線設置場所一覧

令和７年５月１日現在

番号	設置場所	所在地（野田市）
（略）		
76	船形多世代交流センター	（略）
77	たっぱた公園	船形 1317
（略）		
120	庚申塚公園	鶴奉 586-36
（略）		
157	野田市立中根保育所	中根 28-3

現　行

資料編
３　情報連絡
資料３－３　野田市防災行政無線設置場所一覧

ページ
資-３１

○野田市防災行政無線設置場所一覧

番号	設置場所	所在地（野田市）
（略）		
76	船形中央会館	（略）
77	たっぱた公園	泉一丁目 3-1
（略）		
120	庚申塚公園	鶴奉 586-30
（略）		
157	野田市立中根保育所	中根 30-1

修　正　案	現　行	
修正理由 最新の設置場所一覧に修正	資料編 ３　情報連絡 資料３－５　野田市防災行政無線戸別受信機設置場所一覧	ページ 資-４０～４３

○野田市防災行政無線戸別受信機設置場所一覧

令和７年５月１日現在

No.	設置場所（施設）	所在地（野田市）
1	野田市役所危機管理課（２階）	野田市鶴奉７－１
（略）		
35	（株）USS 東京	野田市木間ヶ瀬 5653
（略）		
44	ケアホームしいのき（社会福祉法人いちいの会）	野田市尾崎台 42-5
（略）		
46	啓心荘なでしこ（医療法人社団啓心会）	野田市柳沢 210
（略）		
79	アスクスポーツ保育園こぶうち（㈱日本保育サービス）	（略）
（略）		
87	野田病院居宅介護支援センターこすもす（医療法人社団真療会）	野田市中里 1555-2
（略）		
92	ひばり保育園（医療法人徳洲会）	（略）
	thanka こども園のだ（学校法人 thanka）	（略）

○野田市防災行政無線戸別受信機設置場所一覧

№.	設置場所（施設）	所在地（野田市）
1	野田市役所防災安全課（２階）	野田市鶴奉７－１
（略）		
35	（株）USS 東京	野田市中里 2144-1
（略）		
44	ケアホームしいのき（社会福祉法人いちいの会）	野田市中里 252-14
（略）		
46	啓心荘なでしこ（医療法人社団啓心会）	野田市柳沢 210
（略）		
79	アスク古布内ツ保育園（㈱日本保育サービス）	（略）
（略）		
87	野田病院居宅介護支援センターこすもす（医療法人社団真療会）	野田市中里 1554-1
（略）		
92	ひばり保育園（医療法人徳洲会）	（略）
	のだのこども園（学校法人加藤学園）	（略）

修　正　案

修正理由

最新の設置場所一覧に修正

○野田市防災用ＭＣＡ無線局番号簿

令和７年５月１日現在

設置場所又は使用場所		呼出番号
本庁舎	災害対策事務局　無線室、危機管理課	１００、１０１
（略）		
医療機関	野田総合病院	４５１

現　　行

資料編　　ページ

３　情報連絡

資料３－８　野田市防災用ＭＣＡ無線局番号簿　　資-５０～５１

○野田市防災用ＭＣＡ無線局番号簿

令和６年３月３１日現在

設置場所又は使用場所		呼出番号
本庁舎	災害対策事務局　無線室、防災安全課	１００、１０１
（略）		
医療機関	小張総合病院	４５１

修　正　案

修正理由

最新の番号情報に修正

○防災関係機関の電話

令和７年４月１日現在

機　関　名	一般電話番号	千葉県防災行政無線電話
野田市役所	04(7136)1779	208-721
野田市消防本部	04(7124)0119	208-731
野田市水道部	04(7124)5145	
千葉県防災対策課	災害対策室 （勤務時間内） 043（223）2175	500-7320
	情報通信管理室 （勤務時間外） 043（223）2178	500-7225
（略）		

現　行

資料編

３　情報連絡

資料３－９　防災関係機関の電話

ページ

資-５２

○防災関係機関の電話

令和６年３月３１日現在

機　関　名	一般電話番号	千葉県防災行政無線電話
野田市役所	04(7136)1779	208-721
野田市消防本部	04(7124)0119	208-731
野田市水道部	04(7124)5145	
千葉県防災対策課	政策室 043(223)2163 危機管理室 043(223)2168	政策室 500-7614 危機管理室 500-7405
（略）		

修　正　案	現　行
修正理由 附則の改正による	資料編 ５　災害救助法・協定等 資料５－４　野田市災害弔慰金の支給等に関する条例 ページ 資-８８

○野田市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 52 年 10 月 7 日
野田市条例第 37 号
注　平成 22 年 9 月から改正経過を注記した。
改正 昭和 53 年 7 月 10 日条例第 23 号
昭和 56 年 10 月 3 日条例第 32 号
昭和 57 年 12 月 25 日条例第 21 号
昭和 62 年 3 月 31 日条例第 10 号
平成 4 年 3 月 31 日条例第 10 号
平成 22 年 9 月 30 日条例第 27 号
平成 23 年 5 月 24 日条例第 17 号
平成 23 年 9 月 30 日条例第 26 号
平成 25 年 3 月 27 日条例第 13 号
平成 31 年 3 月 26 日条例第 12 号
令和元年 9 月 25 日条例第 17 号
令和６年８月２日条例第 22 号

附　則
（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。
（平23条例17・旧附則・一部改正）
（東日本大震災の被災者に対する災害援護資金の償還期間等の特例）
２　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第２条第１項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）第13条第１項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第２項及び第14条第2項の規定の適用については、第13条第２項中「10年」とあるのは「13年」と、「３年」とあるのは「６年」と、「５年」とあるのは「８年」と、第14条第2項中「年３パーセント」とあるのは「年1.5パーセント」とする。
（平23条例17・追加、令元条例17・一部改正）
３　前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第 15 条第３項の規定にかかわらず、平成 23 年特別法第 103 条第１項の規定により読み替えられた第 14 条第１項及び平成 23 年特別令第 13 条第４項の規定によるものとする。

○野田市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 52 年 10 月 7 日
野田市条例第 37 号
注　平成 22 年 9 月から改正経過を注記した。
改正 昭和 53 年 7 月 10 日条例第 23 号
昭和 56 年 10 月 3 日条例第 32 号
昭和 57 年 12 月 25 日条例第 21 号
昭和 62 年 3 月 31 日条例第 10 号
平成 4 年 3 月 31 日条例第 10 号
平成 22 年 9 月 30 日条例第 27 号
平成 23 年 5 月 24 日条例第 17 号
平成 23 年 9 月 30 日条例第 26 号
平成 25 年 3 月 27 日条例第 13 号
平成 31 年 3 月 26 日条例第 12 号
令和元年 9 月 25 日条例第 17 号

附　則
（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。
（平23条例17・旧附則・一部改正）
（東日本大震災の被災者に対する災害援護資金の償還期間等の特例）
２　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第２条第１項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）第14条第１項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第２項及び第14条第2項の規定の適用については、第13条第２項中「10年」とあるのは「13年」と、「３年」とあるのは「６年」と、「５年」とあるのは「８年」と、第14条第2項中「年３パーセント」とあるのは「年1.5パーセント」とする。
（平23条例17・追加、令元条例17・一部改正）
３　前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第 15 条第３項の規定にかかわらず、平成 23 年特別法第 103 条第１項の規定により読み替えられた第 14 条第１項及び平成 23 年特別令第 14 条第４項の規定によるものとする。

修　正　案	現　行
修正理由 附則の改正による	資料編 ５　災害救助法・協定等 資料５－５　野田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 ページ 資-８８

○野田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和52年10月７日
野田市規則第30号
注 平成22年10月から改正経過を注記した。
改正 昭和57年12月25日規則第25号
平成16年７月30日規則第45号
平成17年３月29日規則第34号
平成22年10月28日規則第33号
平成23年５月19日規則第29号
平成23年５月24日規則第30号
平成25年３月27日規則第13号
平成28年３月31日規則第46号
平成31年３月26日規則第22号
令和元年９月25日規則第23号
令和６年８月２日規則第43号

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（平23規則30・旧附則・一部改正）

（東日本大震災の被災者に対する災害援護資金の申込期間等の特例）

２　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第２条第１項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）第13条第１項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第６条第２項の規定の適用については、同項中「その者の被災の日の属する月の翌月１日から起算して３月を経過する日」とあるのは「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）第13条第２項に定める日」とする。

（平23規則30・追加、平25規則13・一部改正）

３　平成23年特別令第13条第１項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第６条第１項第２号の規定の適用については、同号中「被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を１月１日から５月末日までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）」とあるのは「平成21年（平成23年の所得が平成21年の所得を下回る場合は平成23年とする。以下この号において同じ。）」と、「前年の所得」とあるのは「平成21年の所得」とする。

○野田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和52年10月７日
野田市規則第30号
注 平成22年10月から改正経過を注記した。
改正 昭和57年12月25日規則第25号
平成16年７月30日規則第45号
平成17年３月29日規則第34号
平成22年10月28日規則第33号
平成23年５月19日規則第29号
平成23年５月24日規則第30号
平成25年３月27日規則第13号
平成28年３月31日規則第46号
平成31年３月26日規則第22号
令和元年９月25日規則第23号

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（平23規則30・旧附則・一部改正）

（東日本大震災の被災者に対する災害援護資金の申込期間等の特例）

２　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第２条第１項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）第14条第１項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第６条第２項の規定の適用については、同項中「その者の被災の日の属する月の翌月１日から起算して３月を経過する日」とあるのは「平成30年3月31日」とする。

（平23規則30・追加、平25規則13・一部改正）

３　平成23年特別令第14条第１項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第６条第１項第２号の規定の適用については、同号中「被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を１月１日から５月末日までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）」とあるのは「平成21年（平成23年の所得が平成21年の所得を下回る場合は平成23年とする。以下この号において同じ。）」と、「前年の所得」とあるのは「平成21年の所得」とする

修　正　案

修正理由

協定締結による追加

	協定名称	協定締結先	締結年月日	協定内容
物資協定	（略）			
	災害時等におけるレンタル資機材等の提供に関する協定	有限会社　古谷安五郎商店	R5.5.16	災害時等におけるレンタル資機材（介護用品や衛生・清掃用具）及び避難所等の清掃サービスの提供
	災害時等におけるレンタル資機材の提供に関する協定	株式会社アクティオ　柏営業所	R6.10.1	災害時等におけるレンタル資機材の優先的な提供
	災害時における物資供給に関する協定	ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター	R6.10.1	災害時における物資（日用品、飲料品、電気用品等）の供給
	災害時等における生活物資等の供給協力に関する協定	スギホールディングス株式会社	R6.12.13	災害時等における物資（一般用医薬品、日用品等）の供給
	災害時等における物資供給等の協力に関する協定書	株式会社セキ薬品	R7.1.21	・災害時等における物資（日用品、衣料品等）の供給 ・災害発生時等の駐車場利用等
	災害時等におけるレンタル資機材等の提供に関する協定	株式会社まるや	R7.3.4	災害時等におけるレンタル資機材（寝具・家電・家具等）の優先的な提供

現　　行

資料編
５　災害救助法・協定等
資料５－８　災害時応援協定一覧（民間事業者）

ページ
資-104～108

	協定名称	協定締結先	締結年月日	協定内容
物資協定	（略）			
	災害時における資機材の提供に関する協定	㈱フジヨシ管材	R3.12.16	災害時における資機材の優先的な提供
	災害時における資機材の提供に関する協定	渡辺パイプ㈱野田サービスセンター	R4.1.14	災害時における資機材の優先的な提供
	災害時等におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社ナガワ	R5.5.9	災害時等におけるレンタル機材の提供
	災害時等におけるレンタル資機材等の提供に関する協定	セイジツサービス株式会社	R5.5.16	災害時等におけるレンタル資機材（イベント用品や衛生・清掃用具）及び避難所等の清掃サービスの提供
	災害時等におけるレンタル資機材等の提供に関する協定	有限会社　古谷安五郎商店	R5.5.16	災害時等におけるレンタル資機材（介護用品や衛生・清掃用具）及び避難所等の清掃サービスの提供

修　正　案

修正理由
協定締結による追加

	協定名称	協定締結先	締結年月日	協定内容
包括連携協定	災害時における野田市と野田市内郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社 野田郵便局 川間郵便局 野田市内の簡易郵便局	H29.2.17	避難者情報確認シート等の情報の相互提供及び郵便物の料金免除等
	野田市と明治安田生命保険相互会社による包括連携協定	明治安田生命保険相互会社	R3.2.16	安全安心なまちづくりに関すること　他
	野田市と大塚製薬株式会社との包括連携協定	大塚製薬株式会社	R3.3.24	災害時における被災者への支援や協力に関すること他
	野田市と三井住友海上火災保険株式会社による包括連携に関する協定	三井住友海上火災保険株式会社	R3.3.26	防災・減災及びリスクマネジメントに関すること他
	野田市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との包括連携協定	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	R3.12.23	防災・災害対策に関すること他
	野田市と損害保険ジャパン株式会社との包括連携協定	損害保険ジャパン株式会社	R3.12.23	防災・災害対策に関すること他
	野田市と東京海上日動火災保険株式会社との包括連携協定	東京海上日動火災保険株式会社	R4.3.29	防災・災害対策に関すること他
	野田市と綜合警備保障株式会社との包括連携に関する協定	綜合警備保障株式会社	R6.11.19	災害発生時等の対応に関すること他

現　　行

資料編
5　災害救助法・協定等
資料５－８　災害時応援協定一覧（民間事業者）

ページ
資-104～108

	協定名称	協定締結先	締結年月日	協定内容
包括連携協定	災害時における野田市と野田市内郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社 野田郵便局 川間郵便局 野田市内の簡易郵便局	H29.2.17	避難者情報確認シート等の情報の相互提供及び郵便物の料金免除等
	野田市と明治安田生命保険相互会社による包括連携協定	明治安田生命保険相互会社	R3.2.16	安全安心なまちづくりに関すること他
	野田市と大塚製薬株式会社との包括連携協定	大塚製薬株式会社	R3.3.24	災害時における被災者への支援や協力に関すること他
	野田市と三井住友海上火災保険株式会社による包括連携に関する協定	三井住友海上火災保険株式会社	R3.3.26	防災・減災及びリスクマネジメントに関すること他
	野田市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との包括連携協定	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	R3.12.23	防災・災害対策に関すること他
	野田市と損害保険ジャパン株式会社との包括連携協定	損害保険ジャパン株式会社	R3.12.23	防災・災害対策に関すること他
	野田市と東京海上日動火災保険株式会社との包括連携協定	東京海上日動火災保険株式会社	R4.3.29	防災・災害対策に関すること他

	野田市と株式会社千葉薬品との包括連携に関する協定	株式会社千葉薬品	R7.4.16	災害発生時等の対応に関すること他

修　正　案

修正理由

協定締結による追加

	協定名称	協定締結先	締結年月日	協定内容
支援協力協定	災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定	有限会社カツミ商事	R5.4.20	災害時等における大型バス等を活用した人員等の輸送及び避難スペースの提供
		中山観光自動車株式会社	R5.4.20	
		有限会社松伸野田観光バス	R5.4.20	
		株式会社マルノウチディーエス	R5.4.20	
		株式会社ユタカコーポレーション	R6.3.22	
		有限会社北斗観光バス	R6.3.22	
	災害時における避難場所等の提供に関する協定	株式会社成通	R5.6.30	災害時における避難場所の提供及び災害備蓄品の提供
	災害時等における応急対策活動の協力に関する協定	新和環境株式会社	R6.1.19	災害時等における建設重機及びオペレーターの優先的な派遣
	災害時における施設利用及び避難所等での運動支援に関する協定	株式会社ルネサンス	R6.10.3	災害時における施設の提供及び被災者への運動支援等の提供
	災害時における動物救護活動に関する協定	公益社団法人千葉県獣医師会東葛支部	R7.3.19	災害時における、被災動物やその飼育者に対する支援等に関する協定（環境事業）
	災害時における施設利用等の提供に関する協定	株式会社新岩寺	R7.3.27	災害時における車中避難場所及び入浴施設の提供

現　　行

資料編
５　災害救助法・協定等
　資料５－８　災害時応援協定一覧（民間事業者）

ページ　資-104～108

	協定名称	協定締結先	締結年月日	協定内容
支援協力協定	災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定	有限会社カツミ商事	R5.4.20	災害時等における大型バス等を活用した人員等の輸送及び避難スペースの提供
		中山観光自動車株式会社	R5.4.20	
		有限会社松伸野田観光バス	R5.4.20	
		株式会社マルノウチディーエス	R5.4.20	
		株式会社ユタカコーポレーション	R6.3.22	
		有限会社北斗観光バス	R6.3.22	
	災害時における避難場所等の提供に関する協定	株式会社成通	R5.6.30	災害時における避難場所の提供及び災害備蓄品の提供
	災害時等における応急対策活動の協力に関する協定	新和環境株式会社	R6.1.19	災害時等における建設重機及びオペレーターの優先的な派遣

修　正　案

修正理由

○警報・注意報発表基準一覧

注　意　報	大　雨	表面雨量指数基準	8
		土壌雨量指数基準	103
	洪　水	流域雨量指数基準	江川流域＝7.4
		複合基準※1	江戸川流域=(9,　6.4), 利根川流域=(5,　82.2)
		指定河川洪水予報による基準	利根川中流部［芽吹橋］，江戸川［西関宿・野田］
	強　風	平均風速	13m/s
	風　雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
	大　雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ５cm
	波　浪	有義波高	
	高　潮	潮　位	
	雷	落雷等により被害が予測される場合	
	融　雪		
	濃　霧	視　程	100m
	乾　燥	最小湿度 30%で、実効湿度 60%	
	なだれ		
	低　温	夏季（最低気温）：銚子地方気象台で 16℃以下の日が２日以上継続 冬季（最低気温）：銚子地方気象台で－３℃以下、千葉特別地域気象観測所で－５℃以下	
	霜	遅霜期　最低気温４℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	

現　　行

資料編
資料６－１　警報・注意報発表基準一覧

ページ
資-109

注　意　報	大　雨	表面雨量指数基準	8
		土壌雨量指数基準	103
	洪　水	流域雨量指数基準	江川流域＝7.4
		複合基準※1	江戸川流域=(9,　6.4), 利根川流域=(5,　82.2)
		指定河川洪水予報による基準	利根川中流部［芽吹橋］，江戸川［西関宿・野田］
	強　風	平均風速	13m/s
	風　雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
	大　雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ５cm
	波　浪	有義波高	
	高　潮	潮　位	
	雷	落雷等により被害が予測される場合	
	融　雪		
	濃　霧	視　程	100m
	乾　燥	最小湿度 30%で、実効湿度 60%	
	なだれ		
	低　温	夏季（最低気温）：銚子地方気象台で 16℃以下の日が２日以上継続 冬季（最低気温）：銚子地方気象台で－３℃以下、千葉特別地域気象観測所で－５℃以下	
	霜	4 月 1 日～5 月 31 日　最低気温４℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	

修　正　案

修正理由
土砂災害警戒区域の指定により

○土砂災害警戒区域等一覧
土砂災害警戒区域等指定地一覧　　令和７年４月１日現在

箇所番号	箇所名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
II-1004	上花輪１	急傾斜地の崩壊	平成 25 年３月１日	千第 94 号	特別警戒区域なし
~~I-0237~~	~~瀬戸上灰毛~~	~~急傾斜地の崩壊~~	~~平成 24 年３月２日~~	~~千第 132 号~~	~~千第 139 号~~
Ⅰ-2017	堤台１	急傾斜地の崩壊	令和２年３月 10 日	千第 119 号	特別警戒区域なし
II-1005	上花輪２	急傾斜地の崩壊	令和２年３月 10 日	千第 119 号	千第 121 号
Ⅰ-032K2003	七光台１	急傾斜地の崩壊	令和６年９月６日	千第 448 号	特別警戒区域なし
Ⅰ-032K2004	上花輪３	急傾斜地の崩壊	令和６年９月６日	千第 448 号	千第 449 号
Ⅰ-032K2006	上花輪４	急傾斜地の崩壊	令和６年９月６日	千第 448 号	特別警戒区域なし
Ⅰ-032K2016	花井１	急傾斜地の崩壊	令和６年９月６日	千第 448 号	千第 449 号
Ⅰ-032K2017	中野台１	急傾斜地の崩壊	令和６年９月６日	千第 448 号	特別警戒区域なし

現　　行

資料編
資料６－２　土砂災害警戒区域等一覧

ページ
資-110

箇所番号	箇所名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
II-1004	上花輪弥蛇谷	急傾斜地の崩壊	平成 25 年３月１日	千第 94 号	特別警戒区域なし
I-0237	瀬戸上灰毛	急傾斜地の崩壊	平成 24 年３月２日	千第 132 号	千第 139 号
Ⅰ-2017	堤台松山	急傾斜地の崩壊	令和２年３月 10 日	千第 119 号	特別警戒区域なし
II-1005	上花輪弥蛇谷	急傾斜地の崩壊	令和２年３月 10 日	千第 119 号	千第 121 号

修　正　案					
修正理由 東海地震関連を南海トラフ関連の情報に修正					
Ⅱ-032K2005	上花輪５	急傾斜地の崩壊	令和６年９月６日	千第 448 号	千第 449 号
Ⅱ-032K2007	上花輪６	急傾斜地の崩壊	令和６年９月６日	千第 448 号	千第 449 号
Ⅱ-032K2008	上三ヶ尾１	急傾斜地の崩壊	令和６年９月６日	千第 448 号	千第 449 号
Ⅱ-032K2009	瀬戸１	急傾斜地の崩壊	令和６年９月６日	千第 448 号	千第 449 号
Ⅱ-032K2010	瀬戸２	急傾斜地の崩壊	令和６年９月６日	千第 448 号	特別警戒 区域なし
Ⅱ-032K2011	瀬戸３	急傾斜地の崩壊	令和６年９月６日	千第 448 号	千第 449 号
Ⅱ-032K2012	西三ヶ尾１	急傾斜地の崩壊	令和６年９月６日	千第 448 号	特別警戒 区域なし
Ⅱ-032K2014	船形１	急傾斜地の崩壊	令和６年９月６日	千第 448 号	千第 449 号
Ⅱ-032K2020	木間ヶ瀬１	急傾斜地の崩壊	令和６年９月６日	千第 448 号	千第 449 号
Ⅱ-032K2021	木野崎１	急傾斜地の崩壊	令和６年９月６日	千第 448 号	千第 449 号
Ⅱ-032K2022	木野崎２	急傾斜地の崩壊	令和６年９月６日	千第 448 号	千第 449 号
Ⅱ-032K2024	目吹１	急傾斜地の崩壊	令和６年９月６日	千第 448 号	千第 449 号

現　　行	
資料編 ３　情報連絡 資料６－２　土砂災害警戒区域等一覧	ページ 資-１１０

Ⅱ-032K2025	目吹２	急傾斜地の崩壊	令和６年９月６日	千第 448 号	千第 449 号